

平成 2 2 年 第 1 0 回 定 例 会
(第 1 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 22 年第 10 回 津別町議会定例会会議録

招 集 日 平成 22 年 12 月 8 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 22 年 12 月 16 日 午前 10 時 00 分

延会日時 平成 22 年 12 月 16 日 午後 4 時 2 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	乃 村 吉 春	○	○	6	白 馬 康 進	○	○
2	谷 川 忠 雄	○	○	7	藤 原 英 男	○	○
3	茂 呂 竹 裕 子	○	○	8	山 内 彬	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	鳥 本 英 樹	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	幾世橋良三	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	佐藤 正敏	○	教 育 長	阿部 博道	○
総 務 課 長	林 伸行	○	学 校 教 育 課 長	房田 敏彦	○
総 務 課 主 幹	川口 昌志	○	社 会 教 育 課 長	徳田 博一	○
行政経営推進室長	金 一 昇	○	農業委員会事務局長	深田 知明	○
企画財政課長	斉藤 善己	○	農業委員会事務局次長	小野寺祥裕	○
企画財政課参事	石橋 吉伸	○	選 管 局 長	林 伸行	○
住民生活課長	山口 善勝	○	選 管 次 長	川口 昌志	○
住民生活課主幹	伊藤 同	○	監査委員事務局長	長良 英俊	○
保健福祉課長	鶴田 憲治	○			
保健福祉課主幹	山田 英孝	○			
特 養 園 長	鈴木 悦郎	○			
特 養 主 幹	清野 敏幸	○			
産 業 課 長	深田 知明	○			
産 業 課 主 幹	小野寺祥裕	○			
建 設 課 長	上野 安男	○			
建 設 課 主 幹	江草 智行	○			
会 計 管 理 者	酒井 操	○			
総務課庶務担当主査	伊藤 泰広	○			
企画財政課財政主査	横山 智	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	長良 英俊	○	事 務 局 主 任	中橋 育美	○
事 務 局 主 査	石川 篤	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	8番 山内 彬 9番 篠原眞稚子
2			会期の決定	自 12月 16日 2日間 至 12月 17日
3			諸般の報告	
4			所信表明	
5			行政報告並びに提案理由の説明	
6			一般質問	
7	議案	79	津別町多目的活動センター条例の制定について	
8	〃	80	津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	81	津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	82	財産の取得について（MSオフィスライセンス及び周辺機器等）	
11	〃	83	津別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について	
12	〃	84	平成 22 年度津別町一般会計補正予算（第 4 号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	〃	85	平成22年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	
14	〃	86	平成22年度津別町老人保健事業特別会計補正予算(第1号)について	
15	〃	87	平成22年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について	
16	〃	88	平成22年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について	
17	〃	89	平成22年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)について	
18	〃	90	平成22年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について	
19	〃	91	平成22年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について	
20	〃	92	平成22年度津別町上水道事業会計補正予算(第3号)について	
21	報告	13	平成22年度定例監査の報告について	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

乃村議員より、所用のため本日午前中の会議を欠席する旨の申し出がありました。

ただいまの出席議員は 9 名であり、定足数に達しております。

ただいまから、平成 22 年第 10 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において

8 番 山 内 彬 君 9 番 篠 原 眞 稚 子 さん

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 17 日までの 2 日間にした
いと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から 12 月 17 日までの 2 日間と決定
しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（長良英俊君） これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりであり
ます。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付
しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合があります。

ますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎所信表明

○議長（鹿中順一君） 日程第4、所信表明を行います。

町長から所信表明について発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 それでは、所信を表明させていただきたいというふうに思います。

この度の町長選挙におきましては、町民の皆様をはじめ各方面から力強いご支援と心温まるご厚情をいただき、無投票当選の栄に浴し、再び町政執行の重責を担わせていただくこととなりましたことから、1期目の任期中ではありますが、定例会開会にあたり所信を表明し、議員各位のご支援と率直なご意見、ご批判をいただければ幸いと存じます。

さて、我が町は、少子高齢化の進行や乏しい自主財源と地方交付税の動向に左右される財政状況の下、これまで創意工夫を凝らしながらさまざまな行政課題に取り組んできたところです。

高齢者やひとり親家庭に対する福祉灯油の支給、地球温暖化対策と津別町らしい環境対策として木質バイオマスの活用、放課後児童の居場所づくりや発達支援事業と子育て広場の開設、学校給食に地産地消の拡大、観光の拠点としてのみならず雇用の場として森の健康館の再開、津別消防署と美幌消防署の人事交流と通信指令システムの一元化による火災及び人命救助活動の充足、地デジやインターネット環境など情報インフラの整備、広域連携により燃えるごみと生ごみの相互処理、公的住宅の老朽化対策と優良住宅確保の推進、将来の地域公共交通のあり方を念頭にした取り組みなどを進めてまいりました。

こうした1期4年の取り組みの経過で得たさまざまな経験を生かしながら、次の4年間で行政運営のベースとするものは、「第5次総合計画」であります。平成20年7月1日、町民代表50名の方々による策定審議会を設置し、長い時間をかけて我が町の未来を描く総合計画案が平成21年12月29日に答申され、本年3月議会において議決をいただいたところであります。この向こう10年間の計画の初年度は既に今年度から始まり、現在建設中であります津別町多目的活動センターを核としたまちづくりがスタートしていますが、特に前期実施計

画期間（平成 22 年度～平成 26 年度）は、2 期目の任期と重なることから、これらを一一つ実現していくことが私に課せられた責務であるというふうに考えているところです。

また、今後 4 年間、町づくりを進める上で総合計画書に記載されている「これから取り組む町づくりのテーマ」5 つの中から、「美しくて美味しいまちづくり」を町政方針のサブタイトルとしたいと考えており、立起にあたって 8 つの項目を約束させていただきましたが、ここで改めましてその内容について申し上げたいと思います。

まず一つ目は、「廃屋対策」です。これは過去にも地域を指定をした「津別町ふるさと景観向上事業補助金交付等要綱」が制定され、平成 10 年 7 月から平成 13 年 6 月まで助成を行っていますが、この例を参考としながら、家屋の取り壊しに係る助成制度を時限により設けたいと考えています。

二つ目は、「中心市街地活性化への支援」です。中心市街地で商店のシャッターが随分閉じられるようになりましたが、既存の商店がリニューアルを希望する場合、あるいは空き店舗を活用し、何かを試みようとする個人や団体に対し、ハード分野の助成措置を設けたいと考えています。過去にこれに似た制度として「津別町企業等振興促進条例」が制定され、平成 8 年度から平成 16 年度において助成を行っていますが、この例を参考としながら中心市街地活性化を支援する制度を、これも時限により設けたいと考えています。

三つ目は、「ご当地グルメへの支援」です。ご当地グルメを競い合う B-1 グランプリはあまりにも有名になりましたが、本町に不足しているのは食の分野の取り組みであると考えます。地域の食材を生かしたうまい物づくりは、既に有機酪農研究会によってオーガニック牛による牛丼やカレーライスの取り組みが展開されていますが、こうした活動を支援するとともに、新たな取り組みを行う個人や団体に対し積極的な応援体制をとっていきたいと考えています。

四つ目は、「観光事業の充実」です。津別町に足を延ばしていただくにはまだ宣伝が充分ではないと考えています。かつて、網走支庁が道外の方にアンケートを取ったところ、オホーツクという名称の認知度は高いものの個別には知床や網走が中心であり、津別町に対する認知度は極めて低いものでした。このため、現在取り組み中の森林セラピー基地づくりや花を町の随所に効果的に配置する観光地づくりを進めていきたいと考えています。

五つ目には、「こども園と子育て支援センター併用施設の開設」です。都会での待機児童対策という意味合いではなく、少子化、子育て支援、保育所の老朽化などを念頭に、子どものより良い保育・教育環境づくりを行うため、平成 26 年度の開設を目標にまず調査研究会を設置し、津別町に合った施設づくりを行いたいと考えています。

六つ目は、「行政サービスの民間委託・移譲の推進」です。人口減少社会へと向かう中、当然のことながら財政も縮小していきます。津別町という自治体を存続させていくには、このことを意識した町づくりが必要であり、これまで直営で行っている各種の行政サービス事業を、多様な担い手により実現できるよう進めていきたいと考えています。

七つ目は、「住民満足度を調査する定点観測の実施」です。この町に住む人々がどの分野に満足し、どの分野に不足を感じているかを知るための調査を毎年実施し、その結果を町づくり懇談会などで話し合い、町民の皆様が住みやすい町づくりを進めていきたいと考えています。

最後に八つ目は、「議会のインターネット中継」です。間もなく議会基本条例の数が自治基本条例の数を追い越すと言われているほど議会活動が活発になってきています。二代表制の中、提案者と議決者双方が町づくりのための議論をしあう様子を直接町民の方や津別町に興味を持たれている町外の方々に公開し、お互いの真剣な様子を伝えることは、町民の皆様も望んでいるものと考えます。議員の皆様のご理解を得た上で、実施できるようお願いするものであります。

これら8項目の予算化につきましては、新年度より、できるものから計上したいと考えております。また、この8項目に限らず、各種福祉対策、医療や保健、交通、住宅や道路などの社会資本整備、廃棄物等の環境整備、商工業の振興、スポーツや文化を通じた町づくり、学校教育、人づくり、移住促進、津別高校の存続など数多くの課題につきましては、引き続き順次進めてまいりたいと考えています。

初当選しました平成18年12月末の津別町の人口は6,280人で、65歳以上の人口は2,161人、高齢化率は34.4%でした。4年がたち、平成22年11月末の人口は5,769人で65歳以上の人口は2,135人、高齢化率は37.0%となりました。全体の人口は511人減少しましたが、65歳以上に限っては僅かに26人の減少であり、ほとんど変化はありません。高齢化率というパーセントだけでもものを見るのではなく、実数を考慮した町づくりの推進が必要であると考えています。

以上、決意の一端を述べさせていただきました。

1期目に町政方針のサブタイトルといたしました「あいさつをしあう町に」につきましても引き続き推進しつつ、志を高く熱意を持ち、町民の皆様と相互理解を深めながら、職員と一丸となって町づくりに全力をあげていく所存でありますので、議員各位におかれましては、重ねてご指導、ご鞭撻いただきますよう心よりお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） これで町長の所信表明を終わります。

◎行政報告並びに提案理由の説明

○議長（鹿中順一君） 日程第5、行政報告並びに提案理由の説明を行います。

町長から行政報告並びに提案理由の説明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] 本日ここに第10回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第9回臨時議会後の行政報告と本日付議いたしております14件の議件につきまして、提案の概要をご説明申し上げます。

はじめに、寄附についてであります。12月7日、津別建設株式会社代表取締役、蓮井和一様より、安心安全なまちづくりに役立ててほしいと、「2次避難場所」の表示標識5台について町内5か所の設置、寄贈を受けたところであります。また、12月13日、柏町、屋仲寛様より、野球場の整備の一助にさせていただきたいと、5万円の寄附を受けたところであります。ご厚志に深く感謝申し上げます、ご趣旨に沿って有意義に使用させていただく所存であります。

次に、ふるさと納税制度による寄附についてであります。12月15日現在で、東京つべつ会を中心に8件96万円のご寄附が寄せられており、ご厚志に深く感謝申し上げます。今後も町民の皆様にもお知り合いを紹介していただきながら、制度のご理解とご協力を呼びかけて行きたいと存じます。

次に、北海道社会貢献賞についてであります。本年度、自治功労者として白馬康進議員が受賞されました。町議会議員、町議会副議長として幾多のご功績に対し表彰されたもので、あらためて深く感謝申し上げますとともに、今後のますますのご活躍を祈念するものであります。

次に、津別町多目的活動センターの愛称決定についてであります。津別町のホームページなどを通じて愛称の募集をしましたところ町内外から60点の応募があり、その中から秋田県湯沢市在住の築瀬均様から応募のありました「津別さんさん館」に決定いたしました。愛称の趣旨は「津別町は晴天日数が多く、日照率は全国有数を誇ります。お日様が、北の大地の津別町に「さんさん」と光を注いでくれます。津別町多目的活動センターを活用する人々も、温かくふれ合い、お日様のように明るく丸く、人の輪がふくらんでいくでしょう。」との内容でありました。今後は、センターの外壁に愛称を掲げ、より町民の皆様にもまちづくり活動の拠点施設となるような運営を目指していきたいと考える次第であります。

次に、「TPP交渉への参加断固反対！！オホーツク総決起集会」についてで

ありますが、11月27日、オホーツク農業協同組合長会と北見地区農民連盟の主催により、関税撤廃を原則とする環太平洋連携協定（TPP）交渉への参加に反対するオホーツク管内総決起集会が網走市民会館で開催されました。会場には農林漁業者や経済団体の関係者が約1,500人集まり、津別町からも農業者・議会・商工会等46名が参加し、「地域の経済と1次産業を守ろう」と訴え、集会後市街地をデモ行進したところでもあります。今後におきましても、TPP交渉への参加に反対していくため、関係機関や団体と連携しながら適切な対応を図ってまいります。

次に、イルミネーションの点灯についてであります。本年もまちなかイルミネーション推進委員会を中心に、12月1日、推進委員会メンバー等により中央公民館前と五差路に分けて設置され、同日午後4時に点灯されたところでもあります。来年2月28日まで鮮やかな輝きを放ち、町民の目を楽しませてくれるものと思います。このイルミネーションの設置にあたりご協力いただきました関係の皆様に厚く御礼申し上げます。

次に、保育所におけるノロウイルス集団発生についてであります。津別保育所の保育児童及び職員14名が、12月1日から3日にかけておう吐、腹痛、発熱などの症状を呈し、うち8名が医療機関を受診し、治療を受けたことから、直ちに保健所に報告するとともに、3日夜には保健所、保育所、社会福祉協議会と連携しながら症状等の確認のため家庭訪問を行い、さらに、4日には保健所の指導の下で、保育児童や職員等の健康把握、手洗い、うがいの励行及び施設内の清潔保持等の指導を行ったところです。なお、道立衛生研究所において有症者のうち4名の便を検査した結果、7日には4名からノロウイルスが確認されておりますが、8日には全員の症状が回復し、元気に通所しているというところであります。引き続き、施設の衛生管理に十分配慮しながら、安全な保育所運営を図ってまいります。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。12月10日現在、一般土木工事関係については、鹿侵入防止柵整備事業津別第1工区ほか15件、1億6,223万6,000円（99.8%）、一般建築工事関係については、豊永団地屋根・外壁張替改修工事ほか28件、1億9,134万4,000円（98.4%）、上・下水道工事関係については、南地区個別排水処理浄化槽設置工事（その1）ほか14件、3,069万1,000円（78.4%）、設計等委託業務関係については、森林J-VERモニタリング調査業務ほか23件、4,951万6,000万円（94.2%）、それぞれ発注を了し、平成22年度予算分について、総額4億3,378万7,000円で96.7%の発注率となっております。

なお、地域活性化・きめ細かな臨時交付金に係る平成21年度繰越明許分発注につきましても、一般土木工事関係については、本町町有住宅建設事業外構工

事ほか1件、672万円、一般建築工事関係については、旭町町有住宅建設事業主体工事ほか4件、1億3,259万4,000円、設計等委託業務関係については、町有住宅建設事業実施設計業務1件、420万円、総額1億4,351万4,000円で発注を終了しております。

引き続き、本日の付議々件について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第79号 「津別町多目的活動センター条例の制定について」は、第5次津別町総合計画の津別まちづくりセンター構想プロジェクトの拠点施設として、平成23年4月開設に向け津別町字大通7番地に建設中ではありますが、この施設の管理及び運営に関して条例を制定しようとするものであります。

議案第80号 「津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、津別町営住宅まちなか団地（第1工区）買取事業の実施に伴い、公営住宅法で定めるところの建替事業について定義条文を追加するとともに、建替事業で除却される住宅の入居者に対する明渡請求及び整備される住宅への入居について条文を追加整備し、さらに平成22年度取得分の団地及び共同施設を条例に追加しようとするものであります。

議案第81号 「津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」は、町営住宅と同様に、駐車場の管理について明確化するため、特定公共賃貸住宅の駐車場を共同施設とする規定を追加しようとするものであります。

議案第82号 「財産の取得について（MSオフィスライセンス及び周辺機器等）」は、今年度購入予定としておりました事務用パソコンの基本ソフトのライセンス（使用権の許諾）及び周辺機器等にかかわる財産の取得として、12月6日執行の指名競争入札の結果に基づき、落札者、津別町字幸町5番地、有限会社加藤信陽堂代表取締役、加藤恭男と契約を締結しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第83号 「津別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について」は、平成22年第7回定例会において議決をいただきました本計画について、今回新たに事業を追加する一部変更が生じたので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第84号 「平成22年度津別町一般会計補正予算（第4号）について」は、歳入歳出予算の総額に対し歳入歳出それぞれ2億247万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億7,566万4,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、条例改正等に伴う給与費の補正、森の健康館管理業務、多目的活動センター開設準備事業経費及び鳥獣被害防止総合対策事業に係る補正、積立金、繰出金等の補正を主に、これまでに確定をみております

経常経費・投資的経費等の事業費精査を主なものとして、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

以下、補正の内容につきまして歳出・歳入の順で申し上げます。

歳出では、総務費で財政調整基金積立金として3,284万5,000円の追加、公共施設等整備基金積立金として2,000万円の追加、庁舎等維持管理経費として76万1,000円の追加、町有建物等維持管理経費として678万8,000円の追加、地域振興基金積立金として1億5,000万円の追加、森の健康館管理業務として393万2,000円の追加、地域振興施設管理業務として54万2,000円の追加、ふるさと応援基金積立金として90万9,000円の追加、多目的活動センター開設準備事業経費として771万6,000円の追加。

民生費で、障害者自立支援事業経費として1,161万3,000円の追加、国民健康保険事業特別会計繰出金を521万6,000円の減額、介護保険事業特別会計繰出金として14万3,000円の追加、介護サービス事業特別会計繰出金を761万6,000円の減額、後期高齢者医療事業特別会計繰出金を56万9,000円の減額、子育て支援事業経費として103万8,000円の追加、保育所運営経費として136万3,000円の追加。

衛生費で、下水道事業特別会計繰出金を1,165万6,000円の減額、簡易水道事業特別会計繰出金を60万5,000円の減額。

農林業費で、農業新規参入者支援対策事業として500万円の追加、鳥獣被害防止総合対策事業として1,327万3,000円の追加、畜産経営維持緊急支援資金利子補給として25万4,000円の追加。

土木費で、建設機械管理経費として114万4,000円の追加、町営住宅管理経費として56万7,000円の追加。

消防費で、事務組合負担金を475万9,000円の減額。

教育費で、中学校施設管理経費として83万1,000円の追加、トレーニングセンター管理経費として72万2,000円の追加。

諸支出金で、過年度支出として2万6,000円の追加。

歳入では、町税で3,070万2,000円の追加、地方交付税で2億1,162万1,000円の追加、分担金及び負担金で119万4,000円の追加、使用料及び手数料で202万1,000円の減額、国庫支出金で、290万5,000円の追加、道支出金で793万9,000円の追加、財産収入で100万円の減額、寄附金で129万2,000円の追加、繰入金で465万7,000円の追加、繰越金で2,154万8,000円の追加、諸収入で186万6,000円の追加、町債で7,823万円の減額をするものであります。

このほか、債務負担行為補正について追加1件と変更1件、地方債補正について1件の変更を行い、補正予算の編成を行ったものであります。

議案第85号 「平成22年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第

3号) について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 625 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 9 億 7,582 万 5,000 円とするものであります。

歳出では、給与改定などに伴う給与費の減額及びインフルエンザ予防接種助成に伴う各種検診助成事業並びに繰越金の積立に伴う基金積立金の追加により、歳入では、保険基盤安定繰入金と人件費繰入金の減額に伴う一般会計繰入金及び財源補填による基金繰入金並びに決算の確定に伴う繰越金の追加により、補正予算を編成したものであります。

議案第 86 号 「平成 22 年度津別町老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 100 万 1,000 円とするものであります。

歳出では、前年度交付金の精算に伴う過年度超過交付金償還金の追加及び償還金への充当に伴う医療諸費の減額により、歳入では、決算余剰金による繰越金の追加により、補正予算を編成したものであります。

議案第 87 号 「平成 22 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 467 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 7,612 万 3,000 円とするものであります。

歳出では、保険料口座振替手数料の追加及び広域連合事務負担金の前年度分確定による精算並びに保険基金安定負担金の確定と保険料の減による広域連合納付金の減額により、歳入では、保険料現年度分の減額及び保険基盤安定負担金の確定並びに財源補填による繰入金の減額及び決算余剰金による繰越金の追加により、補正予算を編成したものであります。

議案第 88 号 「平成 22 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 79 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 4 億 4,627 万 9,000 円とするものであります。

歳出では、給与改定などに伴う給与費及び総務一般事務経費の追加及び事業実績に伴う保険給付費の調整及び繰越金などの積み立てに伴う基金積立金の追加などにより、歳入では、事業の追加並びに事業費の調整に伴う国庫支出金などの追加及び財源補填のための繰入金並びに決算余剰金による繰越金の追加などにより、補正予算を編成したものであります。

議案第 89 号 「平成 22 年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 127 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 2 億 7,284 万 5,000 円とするものであります。

歳出では、給与改定に伴う給与費の減額、特養・介護支援の需用費等の増額であり、歳入では、サービス収入、繰入金の減額、繰越金の追加により、補正予算を編成したものであります。

議案第 90 号 「平成 22 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,144 万 8,000 円を減額し、歳入歳出の予算総額を 3 億 8,316 万 1,000 円とするものであります。

歳出では、事業の完了、経常経費の精査及び下水道債償還金の確定により減額を行うものであります。歳入では、事業の確定に伴い、国庫補助金、一般会計繰入金、諸収入の減額のほか、前年度繰越金の確定による繰越金の追加などにより、補正予算を編成したものであります。

議案第 91 号 「平成 22 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 29 万 8,000 円を減額し、歳入歳出の予算総額を 4,076 万 8,000 円とするものであります。

歳出では、給与改定に伴う給与費の減額、事業の完了による給水施設整備事業の減額を主なものとし、歳入では事業完了に伴う一般会計繰入金の減額、前年度繰越金の確定による追加などにより、補正予算を編成したものであります。

議案第 92 号 「平成 22 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 3 号）について」は、収益的収入及び支出では、収入において材料費売却に伴う増額により、その他営業収益について 1 万 2,000 円を追加し、収入総額を 1 億 3,315 万 2,000 円とし、支出において営業費用の総係費について給与改定に伴う給与の減額を主な理由として 25 万 3,000 円を減額し、支出総額を 1 億 2,561 万 5,000 円とするものであります。

資本的収入及び支出では、事業の完了により精査を主な理由として、収入において工事負担金 22 万円の減額により収入総額を 453 万 7,000 円とし、支出において建設改良費について 91 万 8,000 円の減額を行い、支出総額を 8,464 万円としたものであります。また、議会に議決を経なければ流用できない経費の変更を行い、補正予算を編成したものであります。

以上、提案議件について申し上げましたので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げます、行政報告並びに提案理由の説明にかえる次第であります。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、一般質問を行います。

通告の順に従って、順次質問を許します。

8 番、山内彬君。

○8 番（山内 彬君）〔登壇〕 それでは、ただいま議長のお許しをいただきまして、一般質問についてお伺いをしたいと存じます。

まず最初に、町長の政治姿勢についてでございます。先ほど、所信をうかがいしたところでございますが、2期目の公約として約束をしております。この8項目の約束につきまして、総合計画に基づく約束というふうにおうかがいしたところでございます。この中で、2項目についてお伺いをしたいと思っております。1項目につきましては、最初に約束をしております廃屋対策についてでございます。この関係につきましては、総合計画に基づくというふうに所信で述べられておりますが、明確にこの廃屋対策について、この計画に載っていないところでございます。また、過去に3年間実施した結果、経済合理性に欠けるといふ検証の結果もあり、3か年でこれをやめております。今回、また新たにこの政策について実施したいというふうに述べられておりますが、事業として効果を含め、具体的にどのように考えられているのかお伺いをしたいと思っております。

次に、最後の約束として8項目めで、議会のインターネット中継を掲げておりますが、これはまさしく議会運営に関することは議会が決める、これを基本的な事項がございまして、これを町長の公約の中に入れるということにつきまして疑念を抱くところでございます。それ以前に、町長としてみずから自分の仕事を含めて、条例など住民に速やかに知らせるパブリックコメント条例やパブリックインボルブメント条例などを制定し、総合計画でうたわれております住民参加型の住民参加型町政を進めることが大事ではないかと思われまして、また、町長部局の各種委員会について、津別町情報公開条例にうたわれているとおりの公開するのが本当ではないかというふうにご検討しておりますので、お伺いをしたいと思っております。

次に、津別町職員ノーカーデー運動実施要綱についてでございます。町長は、平成21年4月にこれまでもノーカーデーという職員に対する自粛含めてございましたが、訓令という重い要綱をつくりまして実施をしているようでございますが、私が見る限りでは、職員駐車場は依然、水曜日に実施しているようでございますが変化が見られないというふうに見ております。この要綱を見ますと、津別町地球温暖化対策実行計画及び職員の運動不足解消の取り組みのために、できる限り毎週水曜日は自動車による通勤を控えることとしておるわけでございます。町長をはじめ、管理職は積極的に努めることというふうにご要綱にうたわれているところでございます。当然、町長は先頭を切り実施していると思われましても、この訓令により、どれぐらいの実行効果が出せたのかお伺いをしたい。

3つ目についてでございます。職員の不適切な事務処理や関係法令等を逸脱し実施したことへの職員等の懲罰などについてお伺いをしたいと思っております。1期目の4年間、この関係につきましては、その都度ご報告はあったものの、件数及び懲罰結果についてお伺いしたい。また、その後この対策についてどのよ

うに行ったのかお伺いしたいと思います。

次に、2つ目の質問でございますが、障害者自立支援及び地域生活支援についてお伺いをしたいと思います。平成18年4月、障害者自立支援法に基づいた福祉サービス提供の実施主体が市町村に一元化されたところでございます。それにより、津別町障害者計画が平成19年4月に策定されたところでございます。この計画の策定にあたり、障がい者から町に望む政策として、障がい、知的障がい者は技能を身につけて生活の道を立てさせる授産施設や作業所など、福祉的な就労の場の確保及び地域で生活ができるためのケア付居住の場を求めているところでございます。町外の作業所などに通所している障がい者の実態についてお伺いをしたいと思います。また、町として具体的な働きがない中、最近、障がい者団体みずからがやらなければならないと、民家を借り受け作業所と就労の家を整備中というふうに聞いているところでございます。津別町の障がい者、障がい児含めて住み慣れた地域で安心して生活をするを強く望んでいるものであります。このことから町として、このようなみずから障がい者に対する活動に対して整備含めて何らかの支援をすべきでないかということで考えております。この点について町長の考え方についてお伺いをしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 山内彬君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 それでは、山内議員からのご質問にお答えしたいというふうに思います。

まず、大きく二つありましたけれども、一つ目の政治姿勢の関係でございます。中でも8項目の中の2項目についてのご質問でございました。一つ目の廃屋対策でありますけれども、これ1番目にしたというのは、これをトップにするということではなくて、8項目の中の1つというふうにお考えになっていただければというふうに思います。それで、津別町も過去に、議員が今お話になりましたとおり、津別町ふるさと景観向上事業というのを平成10年の7月1日から平成13年の6月30日までで実際に行っています。これは、当時、町長が認める地区内の中で老朽化した空き家等を所有者が解体するというふうなものでございまして、費用につきましては町が算定した額、もしくは自分で支払った額のどちらか低いほうの7割を助成するという内容でございました。この3年間の中で42件、金額でいきますと2,350万円ほどの支出をしてございまして、解体坪数は約2,000坪になってございます。これは、市街地はこの中には入っておりませんで、郊外のほうになってございますけれども、そういうような状況でございました。そこで、このときは議員もこのメンバーとして入られておりましたので当然御承知かというふうに思いますけれども、この要綱の中に、

いわゆる滞納者の対応の部分が載っていなかったということで、滞納要件の規定がなく混乱があったというふうに聞いているところです。当時担当していましたOBの方からもお話をお伺いしますと、こういったことをやるときには根性を持ってやらないとなかなかうまくいかないよということで、しっかり対応したというお話を聞かされたところでございます。そういった経験を通じまして、今回、前回のものをベースに考えるということにしておりまして、具体的にはこれからですけれども、地区の範囲をどこにしていくのか。あるいは補助額をどれぐらいにしていくのか。それから予算の要望があったものすべてというわけにもいきませんので、予算の上限をどこまでにしていくのか、あるいは期限、何年間やるのかということ。それから先ほどの資格要件、こういったものを検討していきたいというふうに考えています。これは、やはりあくまでも中心市街地の活性化に結びつくものというふうに考えておりまして、そういった一定の協議、検討がされた後、所管の委員会等に協議を申し上げまして、できれば来年の7月ぐらいから実施ができればなというふうに考えているところでございます。財源的にも、この間、基金の積み立てをずっとしてまいりましたので、そういったものをまちづくりのために財源として考えていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、議会のインターネット中継に関連しまして、パブリックコメント条例、それから、いわゆるパブリックインボルブメント条例、P I 条例というふうに言われておりますけれども、この関係につきましては、実は以前、議員が議員になる前に、このパブリックコメント条例をつくりたいということで町から提案した、委員会にもお話をしたことがございますけれども、議会制民主主義の中でこういった制度をとるのはいかなるものかということで、複数の慎重論もあったのも事実でございます。そこから今日に至っているわけですけれども、この条例はつくってはおりませんが、実態として、実質的にはこのパブリックコメントにつきましては御承知のように地域公共交通連携計画、このときにもいわゆるパブコメをやっておりますし、それから第5次総合計画の策定するときにも、このパブコメを活用してございます。あるいはまた、P I 条例についても条例はありませんけれども、趣旨と同じ取り組みをこの間進めてまいりました。それは、たくさんの方が参画していくというようなことからして、町民が参画する手法としてとられますけれども、総合計画策定するときには最初から町民の参加をいただいているということと、それから今つくっております多目的活動センターですけれども、その建設に向けても設計段階から町民の方に参画していただいているというようなことで、趣旨としては同じような取り組みをこの間進めているところでございます。それから、現在行っている住民参加のためのツールといたしまして、御承知のようにまちづくり懇談会、これ

を直接私のほうで意見をお聞きしたいということで、この4年間続けてまいりました。それから、平成19年に、御承知のように津別町のホームページをリニューアルしてございます。そこにご意見、お問い合わせコーナーを設けまして、これがかなり活用されてございます。できあがった19年のときは7件ほどのご意見、お問い合わせでしたけれども、翌20年には53件、そして21年には75件、今年に入りましては、まだ年度途中ですけれども79件の方がこういったインターネットを通じてメールでお寄せになっているということで、それぞれ対応しているところでございます。こんなようなことで進んできておりますけれども、さらに、町民の皆さんと直接情報を共有するという方法といたしまして議会のインターネット中継も、これも非常に有効なものではないかというふうに思いまして、これは議会の皆さんのご了解がいただけるのであれば予算はぜひひつきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、町長部局等の委員会の公開の関係ですけれども、これ町長部局に限りませんで、今の条例等の中では非公開にするという文言はどこにも、どの条例にもありません。ですから基本的には公開ということになっております。ただ、ほかの市町村の例としましては、公開するにあたって、公開に関する指針というのをつくっております。基本的には地方自治法の第138条の4、第3項で設置しました審議会等が公開することになっておりますけれども、個人情報が多いものについては、当然配慮されるべきであろうということでございますので、これらについては積極的に公開する方向で考えていきますけれども、こういったことで、できないものについてもお話を、指針の中で作りながら進めていきたいなというふうに考えております。ただもう一つは、それをやる場合、当然場所の問題が出てきますので、今いろんなところで会議をやっておりますけれども、公開するに伴って、どの程度の方が来られるかわかりませんが、それなりの傍聴される方のスペースをつくらなくてはならないというふうに思います。例えば、議員も入っておられます国保の運営協議会も図書室で開催しておりますけれども、ああいったところで公開した場合、どういう席の配置にしていくかといいますと、なかなか難しい部分もありますので、別な会議場に移すだとか、そういったことも含めて今後公開のお知らせをしていく方向で進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、ノーカーデーの取り組みの関係ですけれども、これは御承知のように今議員がおっしゃったとおりでございます。地球温暖化対策の実行計画の一環といたしておりますし、それから職員の日ごろの運動不足ということで、できるだけ水曜日を乗って来ないようにということで進めてまいりましたけれども、取り組みの状況ですけれども、ノーカーデーの部分につきましては健康

上の問題だとか、それから通勤の行き帰りに用事がある場合、こういったものは対象外というふうにしております。春から秋口までの期間の徒歩、あるいは自転車の通勤につきましては、残念ながらまだ2割程度というふうに、水曜日に限って言えば、それから冬季間はさらに下がって1割程度というふうな状況になっておりまして、必ずしも目的に沿った、この部分のノーカーデーの部分については成果を上げているというふうには言えないのかなというふうに考えているところです。私もできるだけ徒歩を心がけまして、すれ違う人に挨拶をしようということでやっているわけですが、ただ、車で来るケースのほうが多いです。それは町長専用車を平成19年の4月に廃止いたしまして、その後、私有車を公用車がわりに使っていると、時々あちこち、この近辺に出かけていくのに、そういったケースに使うこともありまして、車の出勤というのが少し多めになっておりますけれども、ただ、水曜日に限定しないでみますと、それ以外のときはできるだけ歩くように、あるいは午前は乗ってきたけれども昼からは歩いて来るだとか、そういういろいろ私もやや肥満気味になってきていますので、気をつけてやっているつもりでございます。これまで同様、この訓令、内部規定として定めておりますけれども、水曜日に必ずしも絶対水曜日ではなくてはならないということでありませぬので、初期の目的に沿った運動となるよう、今後もしっかり取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

それから、不適切な事務処理などによる職員の懲罰結果ということでございましたけれども、この4年間の処分内容についてご報告させていただきたいと思っております。人事院規則、これは処分するにあたっては人事院規則及び先進自治体の懲戒処分基準に倣いましてこれまで対応してきました。当該者はもちろんでございますけれども、それに関係する管理監督責任のあるもの、ここも一緒にというふうなことでございます。平成19年度につきましては4件発生いたしまして、それに関係するすべての者は15名でございました。処分内容につきましては戒告が2名です。文書による厳重注意が1名、それから口頭による注意が3名、そして注意喚起が9名というふうなことでございます。それから20年度につきましては、発生件数は3件でございまして、これに関係する対象者は12名でございました。この処分内容につきましては、文書による厳重注意が4名、口頭による厳重注意が6名、それから口頭注意が2名というところでございます。それから21年度につきましては、発生件数5件でございまして、これに関係する対象者は20名ということで、処分内容は戒告が1名、それから文書による厳重注意6名、口頭による厳重注意が4名、それから注意喚起が9名というところでございます。それから22年度、今年度に入って現在までですけれども、発生件数5件です。これに関係する対象者は8名ということで、処分内容は文

書による厳重注意2名、それから口頭注意2名、注意喚起が4名ということでございます。従いまして4年間で合わせまして17件が懲戒処分と審査委員会の審査対象事案ということになってございますけれども、現在は小さなことでも審査対象というふうにして対応しているところでございますけれども、公金の横領という言語道断の分については、この4年間の中ではなかったということでございます。それから、こういったもの17件ありましたけれども、この主なものについてはチェック漏れ、それから法令の理解不足というのがあげられます。それから日常業務の中での不注意、不作為、こういったものが中心でございました。そこで町政に対する信用失墜にならないよう対策といたしまして、昨年10月に事務処理ミス防止対応方針というのをまとめまして、問題が発生した場合は原因の追究と対策をその都度協議をしてきているところでございます。また、先ほどの原因の中に法令の理解、あるいはチェック漏れ等々もありましたので、今年の10月には財務規則の職場研修を実施してきたところでございます。それと公金、準公金、私的会計、こういったものを預っているところの不正がないように、その取り組みも今回すべてチェックをいたしまして実施したところでございますので、今後ともしっかり進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、大きな二つ目の障がい者の自立支援及び地域生活支援の関係でございまして、ご質問の町外の作業所などに通所している障がい者の実態はということでございます。この内容につきましてご報告させていただきます。津別町の障がい者の現状についてでありますけれども、いわゆる身体障害者手帳、これを持っておられる方というのが425名おられます。それから精神保健福祉手帳、これを持っておられる方が27名、手帳は持っておりませんが精神がい害のために自立支援医療の適用者、この方が30名おられます。それから知的障がい療育手帳を持っている方が76名というふうなことでございます。この方たちは、それぞれ障がいにあわせた福祉サービスを提供しているところでございます。知的障がい者の通所等の実態でございますけれども、先ほど療育手帳を持っておられる方が76名ということですが、この方たちの通所状況につきましては、すべて町外でございまして、施設入所、知的障がい者更生施設、それから授産施設、ここに入所されている方が29名おられます。それからケアホームに入られている方が1名、それからグループホームに入られている方が4名ということで、残り42名の方につきましては自宅におられるというふうな内容になってございます。それから、日中活動系のサービスの利用者数なのですが、療養指導が必要とされた児童を対象に児童デイサービス、これを利用されている方たちもおられます。これは、NPOのマイスペース美幌、それから美幌発達支援センター、それからNPOのオホーツクスポーツクラブ、

これは網走にございますけれども、この3か所に10名の方が利用されておられます。それから市町村の事業であります地域生活支援事業、これの利用者ですけれども、これも美幌町の地域活動支援センターに1名の方が行かれて利用されているところです。それと日中一時支援事業利用者、これは議員も関係しておられます北海道でこいランドが事業主体といたしまして6名の方がここで利用されている。こういった内容になってございます。町といたしましては、限られた社会資源の中で、受け皿となる事業所がない中で必要なサービスを単独で提供するというのには課題が非常に多いものですから、近隣の市町村と連携をいたしましてサービスが受けられるよう支援をこれまで行ってきたところでございます。なお、こうした町外の施設利用に対しましては、交通費の助成などを行っておりまして、障がい者の就労や訓練の機会を設けて社会参加を図っているというのが今の内容で、実情でございます。それから、最後の障がい者団体の支援の関係でございますけれども、11月の25日にNPOの法人登記を津別町手をつなぐ育成会が法人登記を終了いたしまして、町に報告に参ったところでございます。一条通の空き家を拠点に、4月から日中一時支援事業を開始予定というふうに聞いておりまして、数年後には移動支援事業、あるいは地域活動支援センター事業を行いたいというふうな検討も進めているというふうに聞いてございます。今回、財団から助成金を受けて、パン工房とコミュニティー喫茶を計画中ということでございます。これに対して町のほうとしては、障がい者サービスの受け皿となる事業所の一つとして期待をしたいというふうに考えていますけれども、ただ、できたばかりで組織体制としてはまだ法人格を取得したばかりですので、先ほどの移動支援や地域生活支援センター等の事業を行うというには専門職員の育成がどうしても必要になってまいります。そういったことから、町としても協力をしていきたいというふうに考えておりまして、今後も助成制度、あるいは情報提供、そういった場所をお互いに交換し合いましょうということで話し合いが進められてきておりますので、それは具体的にどんな支援をするかという部分については法人のほうからこういったことはできないだろうか、こういったことはどうなのだろうかというようなことは、これから多分出てくるのではないかというふうに思いますので、それは一緒に協議をしながら進めて行こうということで、担当のところでも話がされておりますので、そのようなことで具体的な内容が出てきましたら支援策等々進めてまいりたいというふうに思いますけれども、やはり組織自体がしっかり力をつけていくということにまずは支援をしていきたいなというふうに考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 24 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き、山内彬君に発言を許します。

8 番、山内彬君。

○8 番（山内 彬君） 今お答えをいただいたところでございます。再質問をさせていただきたいと、そういうふうに思います。

1 番目の公約に掲げております廃屋の対策について、町長が目指す事業効果について明確に答えられていないと。この個人の財産を税をもって助成ですけれども壊すということに対して、この制約がございまして、地方自治法 232 条の 2 に地方公共団体は公益上必要がある場合に云々と、そういうふうなうたわわれているところでございます。この事業効果とこの公益上必要があるかどうかという、その判断についてお伺いしたいというふうに思います。基金があるからだとか答えをいただきましたけれども、それと中心街というふうにお答えをいただいているところです。なぜ中心街なのか、明確にこの物事を再度、以前やったことをやるということについてお伺いをしたいと。それで、公益上必要があるというときは、当該団体の首長及び議会が個々の事例に即して認定するということが多分法的にはなろうかと思えます。全く自由裁量行為で行われるというものではないというふうに認識させていただきたいなというふうにお考えおとところ。従って、補助にあたっては、慎重及び必要性について効果含めて慎重な検討が必要になるというふうには考えられますが、その点についてお伺いをしたいと思えます。

公約の中に、議会のインターネット中継、私が言っているのは、これは議会がまず検討して決めることではないかというふうに聞いたわけでございますが、議会と相談させてほしいというふうに所信でも述べております。これは、ちょっと考え方が町長の認識が違うのではないかなというふうに思います。やはりこれは、議会が住民に対して、みずから情報公開含めて議会の内容についてどういうふうなやたらいいのか運営含めて先に検討すべき事項であって、それに基づいてやるとすれば予算措置含めて町長がやると。行政側との連携も含めて行われるわけでございますが、その認識についてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、パブリックコメント条例及びパブリックインボルブメント、この関係につきましても、なぜ私が言ったかという、総合計画でそういうことをやったのではないかというふうにお答えいただいておりますが、総合計画は構想の早く言えば大きいくくりの中で計画は立てられていると、それを計画、事

業の実施、運用段階といったあらゆる過程において、住民が参加して住民の求めているものだとか、そういうものを十分把握した上で事業実施となるものでないかというふうに考えているところです。これに私がなぜこれを述べるかという、現在、大通で行われております多目的活動センターの建設にあたっては、この関連について十分住民の参加が得られていないというふうに考えております。恐らくこの運営協議会でもまれていると思いますが、いまだ明確にもう建設が随分進んでいる中で、まだ決まってないことだとか不透明なところがあるのではないかというふうに聞いているところです。その観点から、再度この関係について住民が参加推進できる条例、それから先ほど申し上げた構想から実施、運用まで至るものについて参加できるシステムをつくるべきではないかと、そういうふうに考えているところです。それについて再度お伺いをしたいと。

それから、町長部局の関係で申し上げますと、津別町の情報公開条例の第19条に、実施機関におく付属機関及びこれに類似するものは、その会議を公開するものとするというふうになっているところです。会場が狭いとか云々申し上げておりましたが、こういうものを解決すべく積極的にこのことについて検討すべきであり、また、町長が招集する庁議についても原則公開して、何を庁議として協議をなされたのか、この案件の一覧表や庁議録のものについてホームページで公開すべきというふうに考えているところです。その点についてお伺いをしたいと。

それから、2項目めのノーカーデーの問題でございます。訓令をつくったということは、それだけ重みがあるのではないかと私は考えているところです。やはり、これをつくるにあたっては、ある程度職員の合意も得た中でつくられたというふうに考えられておりますが、用事があるとか、健康上の問題とかもあろうかと思えます。それにしても私が見る限りでは以前と何ら変わらないと、健康な人も車ビュービュー乗って来ております。用事があるかどうかちょっとわかりませんが、これを訓令として町長がつくった以上は、やはり実績の2割、1割報告がございましたが、やはりこれはやるべきところはやる、1週間に1回これを守ろうじゃないかという訓令でございますので、ぜひともこの点について積極的に進めて、町長みずからそういうものを公用車の代替で乗ってきていると、そういうのはあまり理由にはならないのではないかなというふうに考えているところです。公用車はたくさん当然町にはあるわけでございますから、そういうことも踏まえて公用車の管理についてはちょっと詳しくはわかりませんが、やはり町民に朝含めて帰り、職員、町長はじめ歩いて会われるときに町長が提唱している「あいさつをしあう町づくり」につながるのではないかなというふうに考えているところです。これについて再度この関連に

ついて、この訓令に基づいて1週間に1回のことについて、出せることについて再度町長の強い考え方についてお伺いしたいと思います。

それから、3つ目の職員の懲罰等の問題について報告がございました。これはずっと年度の件数を見ますと、大体同じレベルでこういうものが起きていると。考えるに、これは行政改革で職員の数含めて今のグループ制がどうなのか、その原因なのかどうかわかりませんが、やはり迷惑をこうむるのは住民だというふうに考えているところです。やはりこのチェック体制を管理職含めて、どこらあたりまでチェック機能及び定期的な事務点検を行われているかどうか、そのシステムについてお伺いをしたいと思います。この関連については町民の皆さんの関心も多いようで、何人かの方にこのことについて私も聞かれているところであり、やはりこういうのも一年一年でもよろしいですし、内容について議会のほうに報告していただきたいというふうに考えているところです。

大きい2項目めの障がい者の関係でございまして。この津別の実体について報告、今お答えございましたので中身について承知したところです。私が申し上げているのは町の障がい者計画、これに大変いいことが書かれているのです。支援する、図ります、すべてに解決策について書いているところでもありますけれども、この関連について19年から既に4年経過して私の見る限りでは、目に見えるこの中身に対する計画に基づく実施が見えないというふうにとらまえているところです。やはり、障がい児・障がい者を持った家庭については、将来非常に不安が残っているというふうに考えられるところです。やはり津別の町民のこういう障がい者については、町が基本的に守るとというのがこの計画にうたわれているルールであり、できる限りこの障がい者のための施設含めたものを整備すべきではなかろうかと、そのように考えております。バス賃を出せば町外に行ってもいいのじゃないかというふうにとちょっと聞こえたわけですが、そういう意味ではないと思います。今現在そういうものが整備されていないから町外に行かざるを得ないということでございまして、今民間団体が町の、返して言えば行動がない中で、自分たちで何とかつくり上げようということで立ち上げたというふうに今考えており、この関連については昨年私も同行して、私たち、自分たちで施設をつくりたいので町の支援の事業を受けたいというふうに担当及び副町長のほうへ参ったわけですが、非常に残念にも冷たくあしらわれたように感じられて断念をした経過がございまして。それがいまだに関係者については、精神的に残っているということでございまして。やはり町長が力をつけてから支援するような考え方をもってありますが、力をつけてからでは必要ないというふうに思います。やはり立ち上げの困っているときに町が支援すべきものでないと、こういうものは育っていかないというふうに考えておりますので、再度、この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） たくさんありましたので、ちょっと抜けたらまたご指摘いただければというふうに思いますけれども、まず、廃屋の関係、この辺については自由裁量ではないと、これは当たり前の話でありまして、それで答弁でも申し上げましたけれども、公益的に必要かどうかということも含めて、まずはこちらのほうで検討いたしまして議員の委員会、所管の委員会にもかけて、じっくり議論していただくというふうなことでございます。もしできるとなれば、7月ぐらいができれば希望としてはありますけれども、それは7月にこだわるものではありません。もう一つ、なぜ中心街なのかということについては、総合計画を推進していくということをお話しています。その中の「美しく、美味しいまちづくり」というのを一つ抜かしていただきましたということで、サブテーマの中で、その美しいところとの関連で廃屋の整理、過去には郊外の部分には一定の整理が終了しておりますけれども、次は町の中ということで考えていますので、その進め方が公益的かどうかという部分については、また皆さんと協議をしながら進めていきたいというふうに考えています。観光の拡充だとかそういったことにもさまざま廃屋の整理というのは関連してきますので、そういったこともさまざまな角度を含めて、また別な機会にご提案させていただきたいというふうに考えてます。

それから、インターネットの関係については、これは認識が違うのではないかとございまして、私としましては、これも答弁で言いましたけれども、ぜひこれは、議会というのは議会だけではなくて提案する側と、それから議決をする側の二つの二元で成り立っておりますので、片方のほうからこういったものをお互いにこういうふうに議論しているということの一つの町民に情報を共有するという観点からお見せしてはどうでしょうかというふうに考えておりますので、ぜひ積極的なご検討をいただければなというふうに考えているところです。そうしたところで、お互いに意見が合えば、ぜひ予算化したいなというふうに考えています。ただ、このインターネット中継、かければかけるほど、ものすごい莫大なお金がかかっているところもありますけれども、やはりイメージしているのは美幌町のように非常に安価な形で、職員が発想して計器も安上がりでやっているというようなことでございまして、そんなことも含めて、ぜひまたこれから多分あちこちの視察等々が出てくるのではないかなというふうに思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ます。

それからパブリックコメント、それからP I 条例、これについては、これもお話ししたと思いますけれども、これは条例をつくりたくないということでお話しているわけではなくて、つくりたいのですけれども過去にこういう経過があり

ましたと、それに条例はないのですけれども理事者のほうといたしますか、こちらの行政側としての思いもありますので、やれる範囲の中でこれまで進めてきたということをございますので、これはむしろつくったほうがいいのではないかなというふうに考えていますので、時期を見てまた提案をさせていただきますので、所管の委員会等で協議をぜひさせていただきたいというふうに考えているところです。

それから、庁議も公開すべきかどうかというものについては、これは職員にはどういう話があったということを出してはいますけれども、それを一般的にもということでありましたら、取り立てて何かまずいことだとか個人に関係することだとか、そういったことは特にございませんので、場合によってはそういうことも入るのかどうかということ、全般、すべて含めて公開すべきものはどれと、どれと、どれというようなことで、先ほど言いましたような指針、これはつくっていく必要があるのかなというふうに思います。その中で進めてまいりたいなというふうに思いますし、これは今までずっと長い町政の中で進められてきておりませんでしたので、この機会にそういうものを、一つの時代の流れでもありますので検討してまいりたいというふうに思っています。

それから、ノーカードの部分については、これも水曜日に固定するというふうにガチガチにするものではありませんけれども、これは訓令をつくったということですから、これはまた職員のみinnで守っていけるように、さらに努力していきたいというふうに思います。

それから、処分内容につきましては、これは先ほどの指針をつくって、それに基づいて一つ一つ点検をしているところをございます。たまたま、この間、北海道新聞のほうに登別の例が出ておりましたけれども、一番最後の記事の中に、室蘭工大の先生がつまるところやはり訓示の徹底、どうしてそういうことになって、なぜそういうものが起きたのかということをしかり訓示の中で話していくということが一番、そして処分が先ではなくて原因追究が先だというふうに思いますので、そういう中で対応して行きたいなというふうに思いますし、訓示をする側もしかりした訓示をできるように心がけていきたいというふうに考えています。

それから、障がい者の計画の関係ですけれども、これは担当課も一生懸命やっていますし、施設自体はこの町にはございませんけれども、計画の中にもこれ、これをつくるというのは明記はしてありませんけれども、それは全部すべての市町村がフルセットで何でも施設を持つということにはちょっと厳しいものがあります。それこそ、その先の運営費の問題等々も出てきますし、そういうことも含めて広域でできるものはよその町に行かせるということではなくて、広域でお願いをするということで、こちらも向こうから来ている部分もあ

ります。地元の木材会社で働いている障がい者の方も、津別にお隣の十勝方面の町からこちらのほうに来て、ここに住んで木材会社で働いたりということで、それぞれの町でできることをお互いに交換し合いながらやっているというようなことですので、ですけれども、さらにそういう環境を整えていきたいというふうに考えているところです。それから、先ほど、今つくられているところにつきましては、これは私も11月の始めぐらいだったと思いますけれども、このNPOの認可が間もなく来るという状況のときでしたけれども、お母さんたちだとか、あるいは理事の方たちと話し合いを一条通のところでお話をさせていただいたりしました。町としても皆さんが進めることについて協力をしますよということでお話をしていますし、認証を受けてから町のほうにも来ていただきまして、担当課も含めてお互いに協力し合いながらやりましょうということを進めておりますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

議員のほうからお話がありました、かつてやろうとしていたということで、町は拒否したということなのですからけれども、複合の当時国から3千万円出る関係のやつだというふうに思いますけれども、申請がでてこいランドになっておりまして、この会がやるということではなかったのと、代表者が明記されていないことだとか、あるいは場所を何とか町のほうで確保してほしいということで、今の社会福祉協議会の向かえの社会福祉協議会が駐車場として使っているところ、あそこに建設したいというようなお話でしたけれども、そこに建設をしますと人活の物置き場ものなくなってしまうし、社協の駐車場もなくなってくるというようなことで、そこはちょっと難しいですということで別な場所も紹介したかと思っておりますけれども、それがなかなか建設というところと折り合わなかったのかなというふうにも一面であるのではないのかなというふうに思いますけれども、いずれにしても今は借家を借りて進めようとしておりますので、その中ではできるだけ町の中に移ってきたいというお話もされておりました。ちょっと遠すぎるのですよねというお話も出ていましたので、私もそのあと町の中で確保できないか1、2当たったりもしましたのですけれども、なかなか将来の10年、20年先を考えるとちょっと難しい部分も出てきましたので断念をいたしましたけれども、そういったことも含めて、いずれはまた出てきたいという希望もあるかと思っておりますし、さらに事業拡大も考えておりますので、そういったことには町のほうとして積極的に助言をしたり、あるいは場合によってはお金を出す場合というのものもあるかと思っておりますけれども、そんなことで進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 廃屋の対策の問題ですけれども、今後協議をして進めて

まいりたいと、そういうふうに今お答えをいただいたわけですが、感ずるに、個人の財産をそのまま放置して、こういう条例、要綱を設けてやるということは、返して言えば、残していてもいいなど、そういうふうにところもあるのではないかなと。そういうことを慎重にやらなければ壊さないで残していくものがだんだんふえるのではないかと、そういうふうには考えているところではあります。だから、この事業の効果について総合計画で中心街云々と、そういうのが関係ないわけでございますけれども、やはりこれだけ財政の余裕がないという中で、なぜこの事業を公約として掲げて、先ほど私が申し上げた総合計画に明確に出ていない中をやるのかと、それについて聞きたいと思います。

次のインターネットを議会がやるということ調べてところ、全道でまだ14市町村しかやっていないわけではあります。この相当議論するのも、先に議会側が議論すべきでないかというふうには私は言っているのです。町長の思いもわかります。そのあたりの認識を町長は十分認識してことを進めていただきたいというふうに思っております。

ノーカーデーについてはわかりました。ぜひひとつ訓令をつくったわけですから、ぜひとも進めていただきたいし、実績も来年以降見させていただきたいなど、そういうふうには考えております。

それから、障がい者の問題ですが、お答えの中ではあまり積極的に受け止められるような感じはしないのですが、やはりこの問題については、私は一遍に何もかもやれというわけではないのです。やはりそういう活動が芽生えたところには、ある程度積極的にかかわって支援するものはしたらどうかというふうには言っているわけではあります。それあたりの認識を当然広域的に連携するのは当たり前ですが、町の中のきちっとしたニーズを把握されて、細かいことでも支援の目を向けるとか、活動を立ち上げるときの必要性というのは町長も感じているとは思いますが、それあたりの手を尽くして述べなければなかなか大変なことではないかなというふうに思っております。最後に私が言ったのは苦言、昨年のお話をしたのですが、場所だとかそういう問題ではないわけではあります。副町長は失敗するからやめなさいと、これは何人も複数で聞いているわけではあります。事業主体はどうのこうのじゃないと、その町としての話し方含めて、非常にこの断り方が私としては非常に残念だというふうには言っているわけではあります。それあたりについては間違いありませんので、それあたり副町長、弁解があればいいのですが、これは何人も聞いていまだにそういうことは話しているところではあります。今何点か聞きましたけれども、あわせてお願いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 55 分

再開 午前 11 時 56 分

- 議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。
昼食休憩とします。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 1 時 00 分

- 議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
山内彬君の質問に対し、理事者の答弁を求めます。
町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほど、午前中に 3 点ほど再質問があったというふう
に思いますけれども、後段の部分、副町長に関係する部分については、先に副
町長のほうから若干答弁をさせていただいて、その後、私のほうからまた答弁
させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 山内議員のほうからご質問がありまして、その発言
の中でも副町長に冷たくあしらわれたとかというような言葉がございました。
私はそういうつもりもございませんでしたし、極めてお話を受け取りながら対
応を図ってきたというぐあいに思っているところでございます。そういう不本
意な部分もございましたので、議長のご理解をいただいて発言をさせてもら
うことにいたしましたところでございます。議員ご指摘の部分につきましては、介護
保険空間整備等施設整備交付金事業と、こういう中身でございました。これは
昨年 9 月ぐらいからちょっと私どものほうの書類等によれば始まっている中
身でございます。現実的には 3 千万ほど国からの交付金がくるというようなこ
とで、これに基づいてパン工房等を立ち上げていきたいというのが要請の趣旨
だったというふうに思っております。要請の中身等については、経過はありま
すけれども、場所については町長が先ほど言いましたけれども社会福祉協議会
が使っている駐車場、このところに建てたいということでございました。そ
して、事業主体については NPO である北海道でこいランドということでの
お話であったわけでありまして。これ私どものほうのお話をしていく段階では、
単なるトンネル予算ではない、やっぱり町のほうの予算をつくって、町が基本
的には事業主体である。ただそれを第三者、NPO 等にその事業を肩代わりさ
せることについてはかまわない。こういうような支庁の指導も受けた中身でご

ざいます。そういう中で、どういう状況だったのかということになってまいりますけれども、山内議員との当時の、去年の11月の11日であったかというぐあいには思いますが、山内議員との副町長室での協議がされたわけでありまして。その中でこういう事態を受けて、じゃあでてこいランドとのほうはNPO法人ですから、これらを含めた理事会等を役員会といいますか、そういうことで基本的には合意を得ている問題なのか、ゴーサインが出ている問題なのか、それから事業計画、それから財政計画というのは基本的にどうなっているのかということで、これは私どものほうで求めさせていただきました。ただ、山内議員のほうからは、場所さえ決まればでてこいランドのほうと話をして、それから財政計画やその事業計画やなんかはつくりますと、こういう話であったというぐあいには思っております。町のほうが事業主体でなきゃならないことも含めて、そういうような大雑把なといいますか、何もない状況の中で、私どものほうは計画をオーケーするということにはいきませんというようなお話をさせていただきました。担当者の段階にはNPOでてこいランドの代表者といいますか理事長といいますか、この方にそのでてこいランドの中でこの事業をやることについての基本的な了解を得ているというか、そういうことがあったのかどうかということの事実確認をさせていただきました。これは担当の主幹が出向きまして確認をしているところではございますけれども、具体的な話はされていませんということで、詳細についても報告はされていません。こういうようなことで、でてこいランドのほうとしては、この事業を決定しているだとか、そういうことにはなっていません。こういう報告であったわけでありまして。こういうようなやりとりを含めてございまして、そういう状況の中で条件はさまざまありますけれども、例えばそういうのでいけば、先ほど言いましたとおり事業がトンネル補助ではないので、町としてはきちんとした計画でなければならないと考えている。申請のハードルは初めてであり、結構高いのではないかと。それから、いかに収入を得るかを考えてもらい、それから介護保険の事業指定、障害者自立支援法等の事業指定なども受ける意向を考えてもらいたい。事業主体は高齢者で障がい者はそれにつくとの考え方だと、計画では高齢者が外せないのに注意してほしい。それから貸してほしい土地については要求があった場所は簡単に許可にならない。計画では想定になると思うができれば計画が許可された場合は、すぐに事業始まる土地を想定してほしい、駐車場用地は委員会の絡みもあり簡単にオーケーはできないよ。こういうようなことを後日、手をつなぐ育成会の会長とは、お話もまた、させていただいているところでございます。こういうような経過の中で、冷たいとかそういうことではなくて、基本的には私どものほうとすれば計画がきちんとしたものであれば当然受けましょうという話をさせていただいたはずで。そういうことではなくて、結果的には終わ

ってしまったということなのかなというぐあいには思っています。もう一度この中で言えば、3千万は建物を建てたり、それから機械を入れたりだとかということがあるかもしれませんが、運営費についても当然出てくるでしょう、運営費についてはどうするのですかということで私も議員はお話をさせていただいたのですが、運営費については、でてこいランドに基金があるので、それを充てますというような話もその中ではされました。実は、でてこいランドの基金というのは私も会員でありまして、今現職の町長がでてこいランドの事務局を担当しているときの中で、でてこいランドが将来的にもあそこにずっと存続するわけではない。町の方からも下水道や水道の支援を受けてやりましたけれども、解体するときは最終的にみずからの手で解体できる費用ぐらい持ったほうがいいのではないかと、そういうためにはやっぱり基金も必要だろうということで、私が発言をしてそこに基金を設置をしたという経過があったものですから、山内議員にはそれはちょっと目的が違うのではないかと、当時でお話もさせてもらった経過がございます。こういうような経過がございます、山内議員のご質問に対して私のほうとしては副町長はやる気がなかったという話は当時もされましたけれども、私はそういうふうには思っておりません。計画をやる以上はやっぱりきちっと計画をしなければなりませんし、町が基本的にはそれを受けなければならないという大前提の中では、あやふやな計画の中で進めるというようなことにはならないということで、私自身は判断をさせていただいた結果でございます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。廃屋の関係でございますけれども、これは議員も職員時代にかかわっていたところでございますし、過去に公益上やっぱり必要だったから、それができ得たというふうに考えております。今度、新たにそれに類似した形でやろうとするときに、それが公益上いいことか悪いことかというようなことについては、お知恵をまた貸していただきながら、そういった委員会の中で十分協議をしながら進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。また、財政に余裕がないのではないかとということも言われましたけれども、これは少しずつお金を町の経済の中に回していかなければ生活している人そのものがやはり苦しくなってきますので、そういったことを踏まえて、少しずつ長くそこから供給できるような形で、これは廃屋だけではなくて、ため込んできて、そして町の経済にそういったお金を使っていくということに一つというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

これ、総合計画の中のどこだということの部分については「美しく、美味しいまちづくり」という5つの基本テーマ、その中のほんの一部というふうに

なるかと思えますけれども、それを私の任期というのは4年ですので、その中ですべてをやりきるといのは困難ですので、その中からこれをピックアップしたというふうに考え、具体的なこととして提案したということでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、インターネットの部分については、議会在決めることだということでは、まさしくそのとおりでございまして、そこで、ぜひこれは一般の方々が生で見られるようないい方法ではないのかというふうに考えておりますので、今後、議員協議会、あるいは全員協議会の中で、ぜひご議論いただければ幸いですので、よろしくお願ひしたいというふうに思えます。

それから障がい者の最後の部分についてですけれども、これは今のNPOの方たち、新たに理事長や理事の方も決められまして、既に動き始めていますし、その人たちが町のほうにも来て担当課と挨拶を交わしたりとか、あるいは協力要請だとかがあればしっかり受け止めますということをやっておりますので、これは議員のほうも、その行き先というのですか、それを見守っていただければなというふうに思えます。議員がおっしゃいましたように、一遍に何もかもは無理なのだというお話もありました。これは、まさしくそのとおりでして、その一例が今出始めてきましたので、それに町としても協力をしたいというふうに思えますし、それから町のニーズをもっと把握すべきではないかというお話も出ましたけれども、そういった意味も含めて8項目の中に定点観測を入れて、このニーズ、新しいニーズ、あるいは満足度だとかそういったものも観測しながら町政を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、多分さまざまな方のご意見がそこでまた出てくるかというふうに思えますので、そういったものも受け止めながら、毎年一つずつ進歩していくという方向で進んでいきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 次に、3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん）〔登壇〕 議長のお許しをいただきましたので、かねて通告の3点について質問させていただきます。

まず一つ目ですが、TPP参加反対の取り組みについてなのですが、菅政権は去る11月9日、環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆるTPPについて関係国との協議を開始すると突然言われて、包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定しました。TPPは、皆さん御存じのとおり関税を原則撤廃し、農産物の完全自由化を進めるものであり、日本農業と地域経済に深刻な打撃となるものです。先ほど町長の行政報告にもありましたが、11月の27日、網走で1,500人の参加する集会が持たれました。しかし、参加者はオホーツク管内全域からでしたので、津別町からは46人と報告されましたが本当に限定的なものでした。TPPに参加すると、その影響額は日本全体では4.5兆円、食料自給率は14%

になる。また、雇用は17万3,000人、農家戸数が3万3,000戸が減少し、農業ばかりではなく関連産業や林業、漁業、金融などにも大きな影響が出てくる。地域経済や社会の崩壊につながる場合もあると懸念されています。津別町への影響は、農業産出額だけで農家戸数の約7割にあたる152戸に影響があり、34.2億円というふうに試算されております。しかし、この町の特産である主要農産物は小麦、ビート、澁原の馬鈴しょ、牛肉、乳製品が含まれております。関連する農協や運送業、加工食品業への影響は例外品目を認めているFTAやEPAを上回る津別町の経済は、壊滅的打撃を受けることが必至です。過疎に悩む地域崩壊にとどめを刺すTPPへの参加阻止に住民を上げての取り組みが必要ではないでしょうか。町民の暮らし、豊かな環境を守るためにTPP参加反対、農業を守れと政府に明確な意思表示が必要と考えますが、町長の御所見を伺います。

次に、各種予防ワクチンの接種についてです。今年の3月議会で子宮頸がん予防のワクチンの無料接種について、また6月議会では子宮頸がん、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについて公費助成を求める質問をいたしました。町長は、ほかのワクチンも含めて、新年度に向け具体的に検討すると答弁されておりました。12月4日の道新によりますと、道は3種類のワクチン接種について接種を受ける人への助成を新たに始める市町村に対して事業費の半分を補助する。本年度と来年度の2か年の措置で、これにより対象者の接種を促す。国からの交付金を活用して補助をする市町村には原則的に接種費用を全額助成するよう求めるという報道がありました。このとおりであれば、我が町にとって絶好のチャンスではないか、来年度を待たずに実施する用意はあるのか伺います。

3番目ですが、こども園の開設についてです。津別町が平成26年度に開設するというこども園ですが、現行保育制度と異なる新たな新制度です。報道によりますと、新制度のこども園は、制度としてはまだ固まっていないために、保育料を払えない恐れのある子どもや、手のかかる3歳未満児や特別支援の子どもを受け入れてもらえないのではないかと、こども園の保育料は全国一律の公定価格をもとに自治体が決めるというふうになってはいますが、保育単価が大幅に上がるのではないかなど、中身が不透明ゆえに不安があるとされています。その上、政府には財源の見通しもまだ立っておらず、この制度が本当にできるのか懐疑的な見方もあるようです。政府は幼稚園経営者や保育労働者、保護者等の反対に遭い、こども園1本に集約できないため従来の保育所や幼稚園を認めざるを得ないような状況にありますし、3歳未満の子どもの受け入れを条件に含めないというふうに、責任を負わせないというコメントもあるようです。しかし、津別町の保育所は今老朽化し、建てかえの時期を向かえ、町長は

2期目の公約で、こども園の開設を内外にPRしています。こども園は現行の保育制度から見て後退させてはならないし、現行を上回る保育環境、保育内容が期待されます。こども園はまた幼稚園と合体し、保育を要さない子どもも受け入れたり、調理場の設置、あるいは園舎の規模も大きくしなければなりません。現在の保育所は、園庭は狭く駐車場もなく、子育て支援センターを併設するとなればかなりひろい場所の確保は必要だと考えますが、こども園にするとして保育に対する町の責任、経営の主体、建設予定地、財源の見通しなどをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 茂呂竹裕子さんの質問に対して、理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 それでは、茂呂竹議員からの3点のご質問についてお答え申し上げたいというふうに思います。

まず、TPPの反対行動の関係でございます。内容的には茂呂竹議員さんがおっしゃられたとおりでございますので、この説明については省かせていただきます。津別町の農業に与える影響額も今農家戸数で152戸、そして農業産出額では34億2,000万円というふうに、これ私どもの産業課で試算した数字でございますけれども、非常に大きな数字になってございます。これが進めば町としても相当な打撃を受けるというのは間違えない状態になってございます。これまで津別町の対応につきましては、11月の12日に札幌市民ホールで開催されました地域社会のあり方等を問う道民総決起大会、ここにTPPの関連で参加してございます。それから、議員もおっしゃられました11月27日には網走市で開催のオホーツク総決起集会、これにも参加してございます。そして先般11月29日に臨時議会におきまして、意見書の提出決議をいただいたところでございます。こういったことで進めているところでございます。情報によりますと12月の6日からニュージーランドで開催の第4回9か国会合、ここへの日本としてオブザーバー参加を要望したそうですけれども、これが拒否されたというようなことも聞いてございます。今後の政府の動きについても十分注意していかなければならないのかなというふうに思っております。町の今後の取り組みですけれども、今のところ町独自としての単独行動は検討してはおりません。計画はしておりません。12月1日にNHKホールで、東京で全国町村長大会が開催されまして、そこで全町村長が明確にこのTPPに反対するという決議を行ったところでございます。その中の一つの津別町ということにもなっておりますけれども、今後さらに国、道あるいは管内の動きが、さまざま来年の6月が想定されておりますけれども、それまでの間の中に幾つか出てくるのではないかなというふうに考えておりますけれども、そういった取り組みも見なが

ら農協、農業委員会、そういったところとも協議をしながら、やるべきときが来ましたら対応を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、各種予防ワクチンの接種の関係でございます。議員もおっしゃられましたように、これまで私の答弁といたしましては、国の方針、あるいは他の市町村の動向も少し見させてくださいということ。ただ、命と健康を守るといふ観点から、事業としては町としていろいろあつて優先順位はありますけれども、そういった観点からして、新年度で何とか方向付けをしていきたいというふうにお答へしております、実は新年度に町独自で3つのうちの1つのヒブワクチンの予防接種を予定したいというふうに考えておりましたけれども、国の動きが御承知のように円高デフレ対応のための緊急総合経済対策ということで補正予算が成立をいたしました。これを今度都道府県で基金を設置して、そこから市や町に交付されるということになりまして、平成22年と23年度の2か年ということ。22年は間もなく3か月ほどで終了しますけれども、補助率が国が2分の1、市町村が2分の1ということでありまして、この2年間ということですが、聞きますと、この3種類の予防接種というのは、平成24年度からは一般のいろいろ今やっています予防接種、その中に組み込まれていくということでございますので、それまでの間の22、23の対応というふうにされているようでございます。そこで、こういった動きを受けまして町の対応でございますけれども、今から準備を始めていきますと、大体来年の2月1日ぐらいをめどにいたしまして、そこから3種類の予防ワクチンの接種事業を開始していきたいというふうに考えているところです。いろいろ国からの範囲がありますけれども、町としては子宮頸がんワクチンの部分につきましては、これは国のほうでは中学1年生から高校1年生までというふうにしておりますけれども、高校2年生ですと、まだ3回の可能性が残っておりますので、ひとつ高校2年生まで拡大して行いたいというふうに考えています。ですから高校2年生の部分は補助対象外になりますけれども、そんな形で補助以外の部分は、すべて町のほうで全額補助していきたいということで、個人負担はなしということで進めていきたいというふうに考えているところです。そういう形でいきますと、まずは今年度22年度で予算が必要になってまいります。そこで、今年度の予算の関係ですけれども、試算をいたしましたところ子宮頸がんワクチン、これは中学1年生から一つ拡大した高校2年生までを対象にいたしますと137人おまして、おおむね大体全部が受けるというふうには恐らくならないのかなというふうに聞いておりますので、8割をとりあえず見まして、大体平均の単価を1万5,000円というふうに見まして165万円ほど子宮頸がんの予算が必要かなというふうに思ひます。それから、ヒブワクチンについてはゼロ歳から

4歳までということで、乳幼児を対象として最大4回ということですが、148人おりました、これも既にされている方等々もあるようですので、6割というふうに見まして単価が7,000円ということになりますと63万円。それから小児用肺炎球菌ワクチン、これもヒブワクチンと対象、回数も同じですが、これも148人の同じく6割ということで、これは単価が1万円というふうに見ますと90万円ということ、合わせますと318万円ということになります。プラス、これにお知らせパンフというものが必要になってきますので、若干これに上乘せが必要かなというふうに思います。これに対する交付金、先ほどの都道府県に基金を設置してそこから交付される部分については、今の費用に対して139万円ほどというふうに見てございますので、差し引いた分は町の持ち出しというふうになるかと思っておりますけれども、これは次の補正予算、今回ではありませんけれども、次の予算のときに提出をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、こども園の関係ですが、現在も認定こども園制度というのがございまして、これは文科省と厚生労働省が協議して定める国の指針、これを参酌しまして各都道府県の知事が条例で定めるというふうになってございます。これは就学前の子どもに幼児教育と保育を一体的に提供する施設というふうになってございまして、保護者が働いている、働いていない、そういったことにかかわらず受け入れるというふうな施設でございます。加えて地域における子育て支援もあわせて行うということで、すべての子育て家庭に相談活動だとか、あるいは親子の集いの場所、こういったものを提供していくということになっております。現在の認定保育園のタイプは4タイプがございまして、一つは幼保連携型といわれる部分で、認可保育所と認可幼稚園とが連携して運営していくタイプのもの。それから、幼稚園型といわれるものは認可幼稚園が保育に欠けている子を受けて入れていくということ。それから、逆に保育所型というのは、認可保育所が保育所に欠けている以外の子どもも受け入れていくというタイプのもの。それで最後の4つ目は地方裁量型ということで幼稚園、保育所どちらも認可もない施設が認定こども園として機能を果たせるようにというふうなことで、この4タイプがありますが、これは文科省と厚生労働省の両省からの認可が必要という形になっております。こういうタイプのものが今全国で532か所あるということで、道内では32か所というふう聞いております。こういう現在の認定こども園を今新しい政権がさらに検討しております。その内容について若干お話をいたしますと、平成25年の4月をスタートというふうに考えているようでして、子ども・子育て新システムというのを策定中でございます。これは5つほど考えがありまして、1つ目には10年後に幼稚園と保育所を廃止してこども園1本にするというのが当初案でありましたけ

れども、幼稚園制度の廃止というのは、日本の教育を根底から覆すという部分だとか、あるいは保育の事業主体が市町村から各施設になりまして、問題が起きたら責任の所在がわからなくなると、こういったことが幼稚園あるいは保育所の側から意見がいろいろ出ています。そういう1本化するという最初の案がございましたけれども、今2番目には幼稚園型、それから保育所型、あるいは幼保一体型のこども園を認めるというようなことで、個々の施設が幼稚園や保育所というふうに、こども園というのではなくて幼稚園、保育所を名乗ってもいいですよというようなことも2つ目には検討されていると。3つ目には、幼稚園と保育所と並行する形でこども園を設けるということも検討されていると。それから4つ目には、幅広い概念のこども園をつくって、幼稚園と保育所、あるいは幼保一体型の施設を含めていくというようなことも検討されているというふうに聞いています。最後に5つ目には、保育所だけを10年後にこども園に一本化するというようなことも検討されておりますけれども、今、どのタイプになっていくのかというのはちょっとまだわかりませんが、聞いている範囲では2番目か3番目が濃厚ではないかというようなことも耳に入っている状態でございます。議員がおっしゃられました問題点、やはりたくさんありまして、入園に際して保護者と施設側が直接契約をするという方式を導入するという方針でございますけれども、現行、幼稚園は保護者と施設側の直接契約ですし、保育所は市町村に保育の実施義務を児童福祉法で規定しているところです。保育に欠ける子どもの入所先については、保護者の希望をもとに市町村が決定して保育所はこれを否定することはできないと、拒否することはできないというふうになってございます。市町村の関与をなくした場合、入園が断られるのではないかと。子どもに例えば障がいがある子どもが、保育に手間がかかるからということで断られたりとか、あるいは親の収入が不安定なので保育料の納付が心配だというようなことで断られるというような懸念も考えられるということで、この部分については市町村が施設側への指導、あるいは保護者の支援、そういったことをできる仕組みを含めるべきではないかということで、今検討が進められているということでございます。あと幾つか実際に今度津別につくる場合ですけれども、建設の財源につきましては、これも今つくろうと思えば、それこそ今年でもゴーサインが出れば今の制度でつくれるわけなのですけれども、先ほどの25年の4月からスタートする新たな制度でいきますと、どういう財源になっていくのかというのは、まだ幾ら幾らということは詳細がまだわかりません。ただ、もし今の制度を利用してつくるということになれば、これは北海道安心こども基金というところから認定こども園の施設整備費というのが出されることになっていまして、補助対象額の2分の1が補助されることになっていきます。津別の場合、総合計画づくりの中のワークショップでいる

いろ、その分野のお話も出ていまして、仮に、認定こども園の子どもの数、子どもの数によって補助対象額が変わってまいりますので、仮に 120 人というふうに想定しますと、120 人の場合は補助対象額は 1 億 7,000 万円ということになりまして、これの 2 分の 1 ですから、8,500 万円の補助金ということになっております。ですから、額としては相当低い内容になっています。ただ、今年から、このこども園については過疎債の対象になるということが新たに加わってまいりました。それと、今年の 10 月 1 日に施行されました公共建築物等における木材の促進に関する法律というのができて、これを使ってやることも可能なのかなのか、そうするとまたそれを木材でつくらなくてはなりませんけれども、これは林野庁の予算になりますけれども、そういったものの取り扱いも今後つくる上で可能であれば、これは有利なほうにもっていくのも一つの手ではないかなというふうに考えているところです。

今後の町の進め方ですけれども、御承知のように乳幼児の数が非常に少なくなってきたりまして、保育所も老朽化が進んでいるということでございます。このままずっと放っておくというふうにはなりませんので、どんな機能を持ったこども園にするかということ、津別に合った形というのですか、これを調査、研究するチームを新年度で立ち上げたいというふうに考えているところでして、そこで課題の整理を一つ一つ整理していこうというふうに考えていまして、その課題としては保育所の統合問題も入ってまいりますし、それから建設予定場所、それから今経営している幼稚園側の意向の問題もあります。それから、運営主体をどうするかというようなさまざまございますので、これらにつきまして調査、研究チームで少し時間をかけて研究をいたして、ところどころ中間報告等が出れば、また所管の委員会で検討状況を皆さんにお伝えして、いろいろ議論して協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 3 番、茂呂竹裕子さん

○3 番（茂呂竹裕子さん） ただいまご答弁いただきました。TPP の問題については、町長のおっしゃるとおり様子を見ながら必要なときにとということでは了解したいと思ひますけれども、しかし、数年前にオーストラリアとの FTA の EPA のお話があったときは、どこの町も私は隣の町の決起集会にも行って参りましたし、津別のここでの決起集会にも行って参りましたし、多分、自治会をとおして町が署名活動もしたと思ひます。そういう記憶があるのですけれども、今回の TPP は、FTA や EPA を上回る大きな影響があるということなので、やはり集会も必要だと思ひますし、何らかのアクションを起こすべきではないかと。これは全町に係る問題であり、町長さんの今回の公約で

「美しくて、美味しいまち」その根底に係る問題ではないかというふうに思いますので、そのあたりを弾力的に時期をとらえてアクションを起こしていただきたいと思ひますし、私も政党として今署名活動に取り組んでいるところで、皆さんのご協力もお願いしたいと思ひます。

それから、予防接種のことなのですが、実は、2月から実施予定されるということで、それは大変よかつたなというふうに思ひますし、この1年間ずっとこの問題取り上げてきた者としては報われたなというふうに思ひますが、実は、半年ほど前に、あるお母さんから、私と同じ世代の方からなのですが、娘さんが子宮頸がんにかかつてワクチンで予防できるのだったのだねということだったのです。それでもう恥づかしいとか、そういうことを抜きにして、よその町でもワクチン打って、補助が出て始まっているから津別町はどうなっているのかと聞かれたのです。もう我が子はそういうふうになってしまったけれども、ほかの若い人たちにそんな悲しい思ひをさせないためにもワクチンの補助をするように署名でもしようと思ひているのということでお話がありました。私も町長さんが新年度にそういうお考えもあるようですので、ちょっとお待ちくださいねと言っていたのですが、今日のご答弁を聞きまして早速その方にもご報告したいと思ひています。先ほど町長さんの答弁に24年度以降は法定という、今やられている法定接種のほうに移行するのだろうというお話でしたので、その点は本当に長い間、地方議会、地方の市町村も努力してきた結果だと思ひますし、婦人団体なんかはずっと運動してきた結果だというふうに思ひますので、ぜひ国が責任を持つという方向で続けていくべきだなというふうに思ひているものですから、よかつたなというふうに思ひています。

次のこども園なのですが、先ほど町長さんのこれは新たに新しい施設をつくるということでは、本当に慎重に研究を重ねてやっていただければというふうに思ひます。いろいろなタイプのこども園が想定はされているようなのですが、やっぱり津別の子どもの状況や、親たちのニーズなんかも研究会を立ち上げて、どういうことをするかということの研究するのだというふうにおっしゃっていましたが、どういふタイプのこども園をつくるかによつても内容が違ってくると思ひますけれども、やはり今若い人たちは、私らの世代とは全然子どもの保育に対する考え方が違ふと思ひます。若いお父さん、お母さんたちのニーズをきちつと吸い上げるような形で、最初からその計画の研究会の立ち上げのところから計画に反映できるようにしていただければというふうに思ひしておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） TPPの関係ですけれども、そのようなことで動きが出てきましたら、こうしながら進めていきたいというふうに思ひます。EPA

のお話もありましたけれども、このときもそういった一連の動きの中で署名もみんなで取り組もうということで津別町としても取り組みを進めた経過がございますので、そういったものが出次第、積極的にかかわっていきたいというふうに思います。ちなみに、今おっしゃいました日豪EPAのときの署名活動2回やっています、これは平成19年の2月に約1回目は4,000人ほど津別町内で集まっております。それから2回目は年明けの20年の1月にやりまして、このときは3,500人ほどの署名が集まっておりますので、そして日豪EPAの交渉の影響と暮らしを考える町民集会というのもこのとき開催してございますので、こういったことが一つの参考例としてなるかと思っておりますけれども、進めてまいりたいというふうに考えております。それからワクチンの関係ですけれども、これも前の答弁では国等の方向を見ながらというお話をしましたけれども、これは前の答弁でもお話しましたように、道議会の中でも船橋議員さんが質問されて、知事さんが考えたいというのが出ていましたので、恐らく6月議会あたりにはこちらのほうも出せるのではないかなというような見通しも立って考えもあつたものですから、新年度ということで動向を見てというお話をさせていただきましてけれども、先立ってこういうふうに動きが出てきましたので、このような形で今年度から進めてまいりたいなというふうに思っています。

定期予防接種につきましては、24年からそういうふうになるということですが、今行っている部分については地方交付税の中に、担当のほうに聞きますとそれなりの計算はされているのですけれども、今度は恐らくこの3種類のワクチンも定期的になれば交付税の中に入ってくるのだらうというふうに見ておりますけれども、そんなようなことで24年からは一般化されればなというふうに、今度は交付税に幾ら入っても町として全額出すというような形になってくるかと思っております。ちなみに、子宮頸がんのワクチンは保健師さんに聞きますともものすごく痛い注射だそうです。筋肉注射で、ちょっとなかなか耐えるのが大変らしいという話も聞いておりましたけれども、そんなようなことだそうです。

こども園の関係につきましては、これはまずは法律的なものだとか、そういう国の動きだとか、そういったものは担当課のほうで十分チェックをしながら進めていきたいと思っておりますけれども、まず、保育所と幼稚園という異なるところが今津別町の町で一緒になろうとした場合、お互いにやっている環境が違いますので、まず現場の意見、認識を一致させるということが重要だというふうに思いますし、保育所のほうは社会福祉協議会に委託をして、ある程度のことは町としても承知しておりますけれども、幼稚園のほうはほとんどわからない状態ですので、そういった子どもの内容、日々のことが十分承知しておりませんので、そういう現場の幼稚園教諭の方、そして保育士の方、ここがやっば

り初めて同じテーブルについて、いろんな大変さだとか、やり方だとかというのをまず話し合う、そして制度的なものも学んでいくと。そしてよそで実際にやっているところも見て来るといようなことで、一つ一つ進んでいけばなというふうに思います。土地の関係は、やはりかなり広いものを要求されるというふうに思いますので、今町が所有している大きな広い土地というのはケアハウスの後ろしかありませんけれども、そこにするか、あるいは別なところでできるだけ町中のほうでご協力願えないかどうかということの交渉だとか、それはその後またイメージが固まってきましたら私も含めてお願いに上がったこともあるかと思えますけれども、当面はそういうまずは研究チームを立ち上げて進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 次に、9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 〔登壇〕 ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告した点についてお尋ねします。

まず、食に関する質問からですが、多くの学者の研究では食品添加物が多い加工食品、特に白砂糖のとり過ぎや着色料、保存料、防腐剤、漂白剤、人工甘味料などの食品添加物がADHDの増加に関係していることや、PCBやダイオキシンなどの化学物質が神経障害などを起こしている指摘しています。また、欠食や栄養のバランスの悪い貧しい食生活が子どもたちをいらつかせているという警告する研究もあります。中学生を対象に行われた調査では、イライラすることが多いなど、心身の健康状態と食生活の相互関係を比較した結果、腹が立つ、すぐカッとなる、友達をいじめるなどと訴える生徒が食生活が悪いグループで際立っていることがわかりました。調査した先生は、今食を見直さないと取り返しが見つからないことになると警鐘をしています。これらのことをどのようにまず認識されているかということと、もう1点は、食育については何回か質問させていただいているのですけれども、給食を中心とした食育について尋ねていましたが、その中の答弁の中で、栄養教員というのですか栄養士を配置するようになったのかどうかということ、そのことによって新しい取り組みがされていればお聞きしたいと思います。

もう1点は、合併問題が浮上したときや、それから自主自立のまちづくり等でも事務事業の評価や財政上の問題からゼロベースでの事業の見直しを実施していたかと思えますが、行政内部での自己評価であり、事業仕分けを実施することとは大分内容が違うかと思えます。事業仕分けをすることにより、外部の第三者や町民の新たな視点でその事業をチェックすることは、名実ともに協働のまちづくりをしていくことになるのではないかと考え、事業仕分けを実施する考えがあるかどうかお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 篠原眞稚子さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（阿部博道君）〔登壇〕 それでは私のほうから先に答弁を申し上げたいというふうに思います。

まず、食育についてということで、添加物の関係がございました。ちょっと法的に整理をさせていただきながら、議員当然おわかりだというふうに思いますが、その辺から触れていきたいというふうに思います。食品添加物につきましては、食品衛生法第4条2項で、食品の製造の過程において、または食品の加工もしくは保存の目的で食品に添加、混和、浸潤、その他の方法によって使用するものということで定義されていますが、食品の加工、製造に用いられる乳化剤や増粘剤、保存品質抵防止の目的で用いられる保存料や酸化防止剤、嗜好性の向上の目的で用いられる調味料、着香料、着色料なども食品添加物であります。さらには、化学的合成品でなく天然ものでも、また最終的に製品に残っていなくても、食品に加えられるものはすべて食品添加物ということになっているところでございます。現在我が国では、使用されています食品添加物は、平成8年の数字でございすけれども、360品目の化学的合成品と約1,200品目の天然ものがあります。天然ものの既存添加物、天然香料、添加物として使用される一般飲食物の三つに分類されているところでございます。この内、天然香料と一般飲食物で添加物として指定をされていますものを除くほか、添加物については人の健康を損なう恐れのない場合として厚生労働大臣が薬事食品衛生審議会の意見を聞いて定めた場合にだけ、販売や加工、使用、貯蔵、輸入、陳列などを許可すると指定されているところでございます。また、厚生労働大臣が、公衆衛生の見地から薬事食品衛生審議会の意見を聞いて、販売の用に供する食品、若しくは添加物の製造、加工、使用、調理、若しくは保存の方法につき基準を定め、または販売の用に供する食品、もしくは添加物の成分につき規格が定められているところでございます。いずれにいたしましても、食品添加物の使用に対しては、消費者側やメーカー側にさまざまな考え方がありますが、現在の食生活においては、食品添加物を全くなくすることは不可能と言われていたところでございます。そのようなことから、消費者は、食品に関心を持ち、安全な食品を選択する目を持って、またメーカー側も食品添加物を使用する場合には、使用基準を守り、食品製造加工技術や保存技術などの他の技術も併用しながら食品添加物の使用と必要最小限にとどめた安心、安全な食品を使用することが非常に重要であると認識しているところでございます。

それでございますが、津別町給食センターの取り組みといたしましては、調

味料や原料など、約 30 品目でございますけれども、学校給食物資は、納入規格、成分規格の提出を求めまして、近隣 7 町が共同購入を行い、より安心、安全な食品の購入に努めているところであります。さらに原材料、加工食品につきましては、年 1 回ではありますが、学校給食衛生管理基準によりまして、原材料、加工食品の微生物検査と理化学検査を実施いたしまして、安心、安全な食品を選択するよう心がけているところでございます。

次に、食育の取り組みについてでございます。議員おっしゃいましたように、昨年の 3 月定例議会に食育を推進するため、北海道食の安全安心条例に基づき、北海道食育推進行動計画を策定しているか、津別の取り組みはどうかというご質問をいただきました。学校教育におきましても、規則正しい生活を送ることが重要でありますことから、早寝、早起き、朝ごはん運動を行い、子どもたちが規則正しい生活を送ることができるよう指導いたしまして、本町の食育の取り組みについて各小中学校では、食に関する指導の全体計画を基本にいたしまして指導目標を作成し、具体的な 6 項目の指導内容についてお答えをさせていただきました。そういうことでございますので、その内容についてはちょっと省略をさせていただきます。

それで、現在の学校教育の中における食育という部分でございます。学校におきます食育の指導体制の充実を図るため、児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどることと、食もつかさどることを職務とする栄養教諭免許証を取得した栄養教員を中心に、教職員が連携して指導計画を策定し、全教職員が共通理解のもとに食の指導を確立することが重要であるとのことから、食に関する専門家として栄養教諭の配置が平成 17 年度から制度化されて配置されることになりました。また、平成 20 年 1 月の中央教育審議会答申を踏まえ、同年 6 月に学校給食法の改正が行われ、学校における食育の推進を明確に位置づけるとともに、栄養教員が学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うことが定められたところでございます。そのような経過を経まして平成 21 年、当時 3 月議会でございますので、人事の前でちょっとはつきりしていない部分がありましたので、配置されるであろうというふうな答弁をさせていただきましたが、21 年の 4 月から栄養教員が配置されました。小中学校の学習指導要領においても、学校における食育の推進が明確に位置づけられましたことから、教職員と栄養教員が協力、連携し、食の大切さを共有し、食育授業はもとより給食の時間や家庭科、保健体育の授業などを利用し、食の重要性を子どもたちが身につけ、日常生活の中で実践できるよう津別小学校では本年 2 学期から地域の食材などを教材といたしまして、食育授業を行っているところでございます。また、23 年からは津別中学校においても食育授業を実施する予定としております。小中学校、中心校を先にやるというののもいかなものかなというふうに思いますけ

れども、栄養教員1人でございます。そのほかに給食センターの献立ですとか、
いろんな分野がございますので、なかなか手が回らないということがありますが、
津別小中学校をやりまして、また協議をさせていただきながら本岐、活汲
というふうに順次実施すべく今現在計画をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 それでは、篠原議員のご質問にお答えいた
したいと思えます。

事業仕分けの関係でございます。今の政権が行っています事業仕分けに類す
る津別町の取り組みにつきましては、1年3か月ほど要しまして平成18年の11
月に策定しました自主自立まちづくり推進計画というのがございます。この計
画は144項目の公共サービスを見直しまして、廃止、縮小、それから継続、充
実推進に分類したところでございまして、さらにこの継続としたもののうち、
住民や地域が担うもの、それから民間企業等に委託できるもの、広域連携が望
ましいもの、引き続き行政が行うものというふうな分類を行ったところでござ
います。この計画は、昨年度平成21年度で終了したところでございますけれど
も、この精神を引き継ぎまして、本年度より開始しました津別町新行政改革大
綱推進計画というのをつくりまして、これ前期、後期、それぞれ5年ずつにな
りますけれども、この計画にこの精神が引き継がれておりまして、今前期5年
間のアクションプランが策定されているところです。10人の今行政改革の推進
委員の皆さんが荒川委員長以下10人の方がおりますけれども、この皆さんにこ
のアクションプランが22年度から始まりましたので、毎年どのようになってい
るのかというのが点検されることになってございます。来年の2月は、または
3月には会議が開催されて、ここで前期5年間の1年目の点検を受けるような
形になるというふうに考えているところです。公共サービスですけれども、こ
の公共サービスをどこが担うべきなのかと、あるいは担えるのかということの
仕分けによる大掃除を行うことで、新しい官のあり方が見えてくるというこ
とで、これは事業仕分けが行革の切り札というふうにも言われているところでご
ざいます。事業仕分けというのは、御承知のとおり税金の使い方を見直すとい
うことが目的でありますし、本来それは議会の役割でもあるというふうにも言
われていますけれども、市町村においては、一般的には住民とともに実施して
いるというのが傾向としてあるのではないかとこのように思います。そのとき
よく言われますけれども、あちこちのところで住民が下した判断と、その実態
が合わなくてトラブルが発生するというようなことも出ているのも、よくニュ
ース等で耳にしたり目にしたりしますけれども、これにつきましては住民と公
共サービスを評価するという場合に気をつけることは、住民がその公共サービ

スをちゃんと評価できるかということではなくて、自治体職員のほうが、行政の側がその公共サービスをちゃんと説明できるかということが、まず最初に必要ではないのかなど。そのことによって説明を受けた住民の側が、この公共サービスはどのような形にすべきなのかという、そういうふうに物事を決めていくということが大事ではないのかなというふうに思っております。この事業仕分けにつきましては、今当面、事業としてこれを取り組んでいこうというふうには考えてございませんけれども、当面はこれまで行革の検証結果を毎年これは議会にも資料として出して報告しておりますので、当面この先に言いましたアクションプラン、この点検を通じてとり進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたと思います。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 2時 5分
再開 午後 2時 20分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き、篠原眞稚子さんに発言の続きを許します。

9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） まず、食に関してのところなのですが、実は食育については、過去に何回かスローフードだとか、それから食育基本法ができたときなど、何度か質問してきたのですが、最近、さっきたまたまADHDの注意欠陥だとか、多動性障害だとか、ほかにもまだまだ行動が過剰であるだとか、いろんな最近問題にされているような子どもたちが非常に多いというような話を小学校やあるいは保育園の先生方から聞き、何が問題なのだろうかというような話をしたことがありました。みんなに共通しているもので、最初は冗談みたいに言った人もいたのですが、水が悪いのじゃないだろうか、これはすべての人が飲むから、そういうものに問題があって精神障害というか、そういうものが起きてきているのではないかという話の中から、また食に関してやはり質問をしたほうがいいのかというような思いで今回もしました。そのときに今食品添加物について相当数数があって、これは日常私たちが必ず使っているもので、これを一つ一つチェックしていったらどうかということではないのですけれども、それらに対する注意を何というか喚起するというか、そういうふうに考えたときに、今学校では今年度の4月から栄養教員が配置されて、いろんな新しい取り組みをされているということなのですが、ちょっと広がっていったらかもしれないのですが、食育基本法なんかでは、子ども等に限らずという問題が出ていたり、食の問題がクローズアップされて

からは文科省だとか、それから学者の間とかいろんなところ、それと学校で給食に対する取り組みを全く変えてしまったところなんかもあります。今、子どもたちが残念ながら好きで食べているもの、ちょっと調べて私もびっくりしたのですけれども、「おかあさんやすめ」とかというようなオムレツからずっといつてカレーライス、アイスクリーム、サンドイッチ、焼きそば、スパゲティー、玉子焼きだとか、我々が好きなもの、それからもう一つ下を書いてあったのは、「ハハキトク」とあったのです。ハンバーグ、ハムエッグ、餃子、トースト、クリームスープ。私がしょっちゅう食べているようなもので、私はもうある程度の年齢なのだからいいのですけれども、もしこういうものが子どもの食にすごく影響しているのであれば、やっぱりどこかできちっと勉強して、学校給食でなくて、やっぱり社会教育とか、そういう中からも伝えていく必要があるんじゃないかということなのです。結論的に言うと、いろんな人で、それと学校でも問題行動を起こす子が少なくなったという学校なんかの給食の事例を見ますと、日本食に変えている。やっぱりこういう子どもの好きそうな料理はあまりよくなくて、やはりごはんを中心にした魚と野菜を中心にするによって変わってきているというようなことがあり、あるところの市長なんかは、大事な子どものためにはということ完全に変えている。けども、先生方も非常に若くて、日本人の食生活が日本食よりも何というか洋食というか、そういうのを好むようになってきているから、先生にもこれら以外の何というか献立のほうの不評で、なかなか学校も変えていけないというような、そういう事例もあるということなのです。これはやはり、そういうまだまだ割合が、どれが標準でどうかかわらないのですけど、ADHDだと2.何%ということだから、それが多いか少いかはわからないのですけども、日本人の食が変わることによって子どもたちの様子が変わってきているというのは、間違いのないことならおかしいのですけれども、そういう事実であるかのような報道等もされているので、私は給食のみにかかわらずいろんな場を設けながら、津別町に住んでいる人たちの食というのをやっぱり今一度考えてみる必要があるのではないかというふうに、特に最近聞いていると。それと、これはさっきの注意欠陥なんかは知的障害と違うからわからないのです。元気で動いているから何でもないんじゃないか、活発なのだと言っているようなところで判断が分かってしまって、治療していくのが遅くなっているというようなこともあるみたいなので、その辺のところを私は理解をしていただきたいなというふうに思います。スローフードとかというようなことでも、いろいろ取り上げるときには、これは何か町長の今回の項目の中にもあったかと思えますけども地産地消だとか、そういうものも入っています。それから、違うものでは、食育基本法の中には、ちょっと私気づいていなかったのですが、毎月19日というのは食育の日であると

いうふうなことが言われているのであれば、やっぱり広報等を通じて毎月出ますので、ちょっと大変かなというふうに思いますけども、今月はこれに中心にしましょうとかというふうなことで、やっぱり健康な子どもたち、次の世代を担う子どもたちをやっぱり大人の責任で改善していけるところがあるのであれば、ここに力を入れていっていただきたいなというふうに思います。それから、何というのですか文科省が出している早寝、早起き、朝ごはんなんて、昔はこういうことが運動のスローガンになる、国民運動になるなんていうことは考えられなかったことなのです。早寝、早起きなんかは学校でというけれども、家庭の問題であつたりします。朝ごはんも家庭の問題であるのだろうというふうに思います。ですから、子育て中のお母さん方にもきちっとした情報が流せるように、あわせてそういう場も考えていっていただきたいなというふうに思います。それから朝ごはん、もし最近あまり違うところでとられていないのかもしれないのですけれども、学力テストの小6と中3のところは、学力とあわせて生活実態というか、そういう調査をする項目がいずれもあると思います。津別町の子どもたちが、例えば朝ごはんをどれぐらいとって来ているのか、それから多分早寝というのものもあるんじゃないかと思うのですけれども、そういうのがわかったらちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

それから、事業仕分けのところ、今のところこの名称でやるという計画はないというお答えだったのですが、アクションプランでメンバーの人が毎年1年ごとにチェックをしていくというのは確かにいいと思うのです。私はもっとそういう場面というのがメンバー等私たちには大綱の中で、ここに印がついていたりなんかしたものは手に入るのですけれども、やっぱり一緒にまちをつくっていくということであれば、毎年じゃなくても同じ目で見るとマンネリになったりするものがもしあるとすれば、やはり簡単に事業仕分けの流れなんか出ていると、ステップ1は事業が本当に必要かどうかというのが見方によって随分違ってくるんじゃないかというふうに思います。ステップ2では、必要ならば、それがさつき町長の答弁の中にもありましたけども、民間がすべきなのか行政がすべきなのかというのが次のステップ。3番目に行政が実施するとすれば、それは国なのか道なのか、そういう分け方もあるし。4番目のステップでは、町が実施するとすれば改善すべき点はないのかというような、こういう素朴なというか、あまり専門的でなくて本当に必要ですかみたいなやさしい問いかけをして、さまざまな層に聞いてみるとちょっと違った答えも出てくるんじゃないかというふうに思います。今までやってきたのでもある程度、何ていうか財政上には財源が窮屈だったときに、これをやめあれをやめというような中で、ある程度の成果はあったのだと思います。ですけれども、それはどちらかという内部のチェックのほうが多かったかなというふうな気がするのと、

それから事業別によって、あるいは人別によってというか、世代別によって随分違ってくる場面もあるので、いずれかのときにこういう素朴に対応するとか、あるいは町の中で町民満足度という調査を1年に1回ずつ実施されるというようなお話も中にあったかと思えますけれども、そういうものの中にもどういうふうに聞かれるかわかりませんが、こういうようなこととの関連もあるのではないかというふうに思いますので、その辺のところよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（阿部博道君） まず、添加物の関係でございますけれども、厚生労働省基準でいろいろ措置が決められているところでございますが、それをとり続けるとどうなるのかというふうな部分が多く見られるのかなというふうに思います。今篠原議員からおっしゃられましたADHD、あるいはLDというふうないろんな障害を持ったお子さん、年々増加傾向にあるということがございます。確かに食も関係はしているのではないかなというふうな推測はいたしますけれども、学者によってはそれしかないのだという学者もいれば、いやまだ違う条件もあるよということがございます。私は、学者でございませぬのでわかりませぬけれども、今の子どもたちを見ますと、いろんな状況が絡み合っ、そういうふうな状況をつくり出しているのかなというふうに思っているところでございます。食ばかりじゃなくて家庭の環境の問題、あるいは先天的な問題等々があるのだらうというふうに思っているところでございます。これらの子どもさんにつきましては、やはり食をとおして、やはりこの子どもさんたちも含んで全員そうなのですが、やはり勉強、学校で教える学力の前に家庭教育、あるいは社会教育、これがあつてはじめて学校教育だというふうに私は常々思っていますので、やはり家庭環境が非常に重要なウエイトを占めるのではないかなというふうに思っているところでございます。それと、これは学校給食というのは、これ前にも確かお話したと思うのですが、大体365日3食食べることにしまして1,095回食事をとるわけでございます、通常でいきますと。ただ、そのうち学校給食は約200食でございます。土日休み、それから長期休業、夏休み、冬休み、それから祭日が休みがありますので、大体200日。それで年間学校給食でとるのは約18%と。大体4分の1弱ということでございます。やはりこういう部分から考えますと、家庭での食というものが非常に大事なウエイトを占めてくるのだらうというふうに思っているところでございます。そういうことから含めまして、今現在学校給食担当のほうでは、給食日より、そういう部分を利用しながらPRにも努めていますし、それからちょっと余談になるかもしれませんが、地域の方々から芋、タマネギ、白菜等々、いろんなものを、この間もお米をいただきました。みんな津別産でございます。そういうことか

らいけば、そういうものを食べていただきたいなというふうに思っているところでございますし、そういうものを寄贈いただきましたときには、給食の時間にこれはどこどこでとれたものですかということ、そこでも食育の授業をやっているというふうなことで、あらゆる機会を利用して子どもたちには食育の話をしているのですが、なかなか保護者には伝わらないというふうな状況になっているのが現実かなというふうに思っているところでございます。これらについては、給食だよりだけではちょっと難しい部分もありますが、社会教育的な分野からも、そういう授業が必要なのかなというふうなことは考えていますけれども、なかなか必要と言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、本当に知っていただきたい保護者については興味を持たれないというのが今の現実でないかなというふうに思っているところでございます。食事をきちんととると子どもたちが変わるということは、よく学者の方が言われている言葉でございますけれども、食事を三度三度とるとということは、日常生活が規則正しい生活になるということにつながりますので、そういう成果も踏まえて食の大切さをアピールしているのではないかと。当然私もそういうふうに思っているところでございます。

学力調査の話出ましたので、ちょっとお話をさせていただきます。これ町内の集計でございますけれども、朝食を毎日食べていますかというふうな質問がございます。これにつきましては、津別町は全国、北海道に比べまして一番低いと。全国に比べまして約3ポイントぐらい低いということでございます。それと、家の人と普段夕食を一緒に食べていますかということでございます。これ非常に重要なことございまして、これをするによって家族のコミュニケーション、あるいは親子の関係というのが非常に構築されるということがございます。これは非常に重要な部分かなというふうに思います。これは、津別町は全道、全国に比べて一番家族と一緒に食事をしているパーセンテージが多いということでございます。全国に比べますと大体10%ぐらい津別のほうが多いということになっております。それと、中学生でございますけれども、毎朝朝食を食べていますかということに対しまして、中学生は逆に全国よりも8%ほど多いということで、全国、全道平均よりもかなり上をいっているところでございます。それと、家族一緒に食べているかということでございますけれども、中学生の場合も全道、全国よりも一緒に食べている人数が多いということでございます。全国に比べますと大体9ポイントほど津別の中学生は、親と一緒に食事をしているというふうな結果が出ているところでございます。それと、早寝の時間でございますけれども、これは質問内容が毎日同じくらの時刻に寝ていますかという問いかけなのですが、それからいきますと全国、全道よりも2ポイントほど毎日同じ時間に寝ているということでございます。ちょっと

余談になりますけれども、その寝る時間が多いから学力が落ちるのかな、なんてこともちょっと考えてはいるのですけれども、失礼しました、これは今中学校のやつです。小学校につきましては、これは全国、全道に比べて、若干微々たる数字が上回っているということでございまして、大体全国、全道平均のかなというふうに思っています。だから、これから見ますと津別の子どもたちについては、早寝、早起き、朝ごはんはしっかりしているというふうにとらえざるを得ないのかなというふうに思っています。ただ、残った子どもです問題は。その子どもたちをどうするか。やはりさっき申し上げましたように栄養教員が配置されましたので、そういう子どもたちも含めて食育の指導が非常に重要になってくるのかなというふうに思っております。ただ、食育の授業も栄養士が担当するわけでございますけれども、食育の教員ということで位置づけられておりますので、ただ、献立をつくったり、毎日の給食活動をやりながら、それから各学校を回るということは非常にこれはハードなスケジュールでございますので、どこまでできるかと。行ってすぐ話をすればいいということではなくて、いろんな教材を利用しながら、やっぱり学年に合わせた食育をやるということでは、かなりの負担がかかるのかなと。そういうことから、管内ではまだ数校しかやっていないというふうに聞いているところでございます。先ほど言いましたように食、家庭生活、社会教育、こういう部分からいけば本当に私はこれは重要視していますので、なるべくそういう学校の勉強は先生に任せておいて、こういう部分については教育委員会がやっぱりリーダーシップを発揮しなければならないのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） それでは、事業仕分けの関係でお話したいと思います。これ、イメージとしてはどうしても蓮舫さんがすぐ浮かんだりしてくるのですけれども、1回目の答弁でもお話ししましたように、自主自立まちづくり検討会議のときに大野先生にお世話になりまして、町民の方は36名入っていたのです。町職員が26名、合わせて62名の方でいろんな部会も開いてやってきたわけですが、やりとり当時振り返ってみますと、役場批判みたいなやりとりというのも随分あったりいろいろしましたけれども、そういう中で時間をかけて、これはこの分野、これはここが担うべきということでやって、いったん終了したわけですが、そのこれはここがやるべきだということを今引き続いて行革のアクションプランの中に入れて、今年度からまた始まっていますので、これはこれとして委員の選ばれた皆さんの中でしっかりこちらも説明しながらチェックをしていただくということで進めてまいりたいというふうに考えています。定点観測の部分について、これを一つの足がかりとして町民の皆さんが

日ごろ感じている部分だとかというようなことを、町政懇談会等々やっても、やっぱり全部が来るということではありませんので、いろんな蛇口がたくさんあったほうが多分いいことだろうというふうに思いますので、この定点観測の中でやり方としては、いろいろあるかと思えますけれども、例えば、幾つかの事業名と、それはどういう事業かというのを簡単に書いて、そして横のラインで、例えば、これは町とか、民間とか、自治会とかいろいろ書いて、どれかに丸をつけてくださいと。あるいは、町プラス自治会とか、いろんな項目をつくらしたりして、どこが担うべきものなのかなということを経験の例ですけれども一覧表にしてみると。これあんまり多いと、また嫌気が差してくると思いますので、やはり高齢の方も多いですので、字を細かくしていっぱい書き込むようなことになれば、また、それを好む人ももちろんいるかと思えますけれども、多くの方は、やっぱり回収率のことを考えると、さっぱりして何かすっきり書けるような、そういうものも工夫しながらやって、それをまた集約していくと傾向が多分見えてくるのではないかなというふうに思いますし、それをまた何というのですか行政に生かしていくというようなことを何度かやっていくうちに、だんだんいいものになっていくのかなというふうに思っておりますので、当面そんな形でさせていただければなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原真稚子さん。

○9番（篠原真稚子さん） 先ほどの調査の中で数字のことだったのですが、朝ごはんを抜いたか抜かないかというところで、小学生は3ポイント減と聞いたような気がしたのですが、最終的にはほぼよかったのかなと言うから、聞き違ったのかなというふうに思ったのですが、3ポイント減というふうに私が聞き違っていたらあれなのでは思いますが、そうすると平均値よりも朝ごはんを抜いて来ている小学生がいるということであれば、夕飯を食べて翌お昼まで何も食べない状態で学校に行っているときの脳の働きは非常に悪いと言われてるのが一般的なもので、ここに的を絞って、朝ごはんはきちっと食べましょう、きのうの晩から今日も何も食べないという。私は何年か前に保育園の園長先生に聞いたお話なのでは思いますが、朝食食べて来ないとお昼まで子どもがみんなと一緒に遊べない。ふらふらするからお迎えに来たのがたまたまお父さんだった。お父さんに朝ごはんを食べさせてください。みんなと一緒に遊ばなきゃいけないからって先生がおっしゃったらしいのです。そうしたらお父さんは、えっ、朝ごはんって食べるのですかと聞いたというのです。それで、非常にその人は、いつも会うとそういう話をして、すごく大変なことになっているというのは、ずっともう退職された園長先生、公立なのでは思いますが、そういうお話を聞いたことがありました。大人になっていろんな調整ができるのはいいのですけ

れども、そういう小さい子は特にやっぱりみんなと同じように遊べるだけのエネルギーを、だからバナナの1本でもいいから食べさせてくださいというふうに園長先生はおっしゃったらしいのです。ですから今回、もし平均値よりも3%減であれば、そこに的を絞ってとにかく朝ごはんを食べるとこんな働きがありますよとか、食べないところですよというようなことを一つでも原因が何かあるのであれば、続けていていただきたいなというふうに思います。

それとさっきのお話の中で、やっぱり教育委員会と給食だけではなかなか18%、でも大事な18%でもあるのですけれども、そうだとするとやっぱり何とかスローフードなんかだと農政課というか、そっちのほうの担当みたいなところの分野になるみたいなのです。ですから、横のつながりというか地産地消になると教育委員会だけの問題でもなくなるので、ちょっと横断的にというか、広げてみんなで食のことを考えていくようにできたらいいなというふうに思っています。

それから、事業仕分けで町長のほうから具体的に聞くという、別にみんな集まって蓮舫さんみたいな、あんな感じじゃなくても、的を絞って今年はこの項目についてどんなふうに思いますかというようなことを投げかけていただくことによって、たくさんでまちづくりをしていっている、この間の総合計画なんか50人であった、それからこういうのにも10人が参加しているということなのですけれども、なかなかそれ以外のところ、パブリックコメントやなんかの話も出てきたのかなというふうに思いますので、たくさん項目でいっぱいあると、とてもとてもページめくってまではできないけれども、今年はここに限ってどんなふうに、引き続き行政がやったほうがいいですかとか、民間のほうがいいですかとか、もうこの事業は終わってもいいですかみたいな単純な聞き方をしていって、変えていくというようなことももしかするとあるかもしれないので、何か工夫をしたいだければいいかなというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（阿部博道君） 小学生の朝食の関係、ポイントでマイナス3でございまして。これ数字を言いますと全国が89%、全道で86.1%、津別町が85.7%の子どもが朝食を食べていると。ただ、ここで問題なのが朝食を全く食べていないという子どもが4.8%です、津別。全国が0.6と。ここがちょっと問題なのかなというふうに分析をしまして、これらについて極力今議員おっしゃられたような形で、本当にバナナ1本でもいいから食べてくるように、当然栄養士も指導するでしょうし、先生方も指導をしているのではないかなというふうに思いますけれども、この辺についても今後学校のほうにお話をしまして、対応をしていきたいというふうに思っております。当然、先生方もこれらについて

分析をしていますので、当然やっているかなというふうに思いますけれども、再度また委員会のほうからお話をさせていただきたいなというふうに思います。それと、最後に食の問題でございまして、確かに給食センター20%弱でございまして、食の問題というのは町民全体にかかわることだということは当然のことです。学校だけでなく、やっぱり行政と連携をとりながら今後進めていければいいかなというふうに思っていますし、そういうふうな形で努力もさせていただきたいなというふうに思っているところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 事業仕分けに関連して、町づくりということで、今議員がおっしゃられた部分につきまして、頭に入れながら工夫しながら進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 次に、2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君）〔登壇〕 それでは、議長の許しを得て、先に通告した3点につき、町民の声を含めて質問しますので、簡潔な答弁をお願いいたします。

まず、第1点目でございます。自治基本条例制定の考えはということで、近年、近隣市町では、本条例の制定を目指す動きが多くなってきておりますが、所信表明にある議会インターネットの中継も大事であるとは思いますが、町政推進等の基本を総合的に網羅し、町民主役の町政を積極的に推進するため、町が舞台づくりの根幹を整備する必要があると思います。もって、津別も自治基本条例の制定に着手すべきでないかと思いますが、どのように考えているか伺いたいと思います。

次に、第2点目でございます。地元商店の買い物誘発振興策はということで、第5次総合計画及び前期計画に多目的センター・空き店舗活用・田園工房・町の顔づくり等々の目新しい計画による多額な投資の事業があります。本施策の有効な成果を期待はしておりますけれども、目下、既存商店は売り上げ不振と、なおかつ地元住民の購買力の流出等が顕著であります。最近では、スタンド閉鎖等も相次ぎ、さらに現状を見ますと高齢化により閉店の連鎖も懸念されるなど、目下憂慮される状況にあると思います。農・林・建の業種は、国・道・町の施策が一定程度ありますが、商店はほぼ自力経営によるところが大きい実態にあります。そこで、地元での買い物の誘発、補強策として近年プレミアム商品券を発売し、地元効果が大きめで好評を博していると思われまますので、プレミアムを町費負担で毎年適期に施策展開し、商店街活性化策の一助としてはどうか伺いたいと思います。

次に、3点目、一般質問答弁後の検討経過と現状及び結果ということで、約

1年前後になりますけれども、以前質問した次の事案については、期間が経過しておりますけれども、その後総務委員会等々にも検討の結果報告等がございます。それで、その後検討がなされたのか、主な経過と現状及び結果等が出ておりましたら伺いたいと思います。この中で1つ目、津別町振興公社の民間従業員の参画はということでございます。2点目は、町外郭団体への民間町定年者の再雇用はということで、大きくこの2つについて伺いたいと思いますので、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 谷川忠雄君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 それでは、谷川議員から3点ご質問ございましたので、ご答弁させていただきたいというふうに思います。

まず、1つ目、自治基本条例の制定の関係でございます。この自治基本条例につきましては、今流行現象として危惧されているという部分もまた出ているのも事実でして、インターネットを参考につくれる条例などというふうにも言われたりしているところです。実は、学者の中でも、この自治基本条例というものに対する考え方がさまざまございまして、例えば、福祉、環境、あるいは交通、災害、こういった町づくりのための基本条例というのは選挙で選ばれました4年間をとおして、代表権限を行使できる首長と議会、ここに制定権がありますよというふうに言われています。これに対して、自治基本条例というのは、首長と議会の代表権限の枠を定めるものであるという、そういう最高規範のものであると。したがって、これは首長と議会が決めるのではなくて、制定の主体は町民でなければならないというのが、考え方として出てもございます。総合計画づくりに際しまして、多くの町民の方々に参画していただきました。こうした取り組みの推進や議会のインターネット中継などは、こうした自治基本条例、いわゆる町民が制定するというものです。こういう自治基本条例づくりへの気運を高めていく効果があるのではないかなというふうに考えているところです。この条例は、地域主権のあり方を含めて首長と議会に大きく関係しますことから、住民とともに勉強会を開いていく必要があるのではないかなというふうに考えているところです。それから、幾つか項目の中にありましたけれども、そういったことで個別には、これこれと計画はつくっておりますけれども、一つこの中で住民投票制度の部分がございます。これについて言いますと、現在、自治基本条例というものを制定いたしております市町村がもちろん全国でたくさんありますけれども、この中で、この住民投票制度を定めているところも幾つかございます。これは、間接民主主義の補完として、この住民投票制度をやろうということで、自治基本条例の中に首長や議会が発議するという内容になっているのがほとんどだというふうに考えています。ただ、

一方、国の動き、今の動きなのですけれども、これは早ければ来年の1月の通常国会に地方自治法の改正案が出される予定になっておりまして、現在の制度でいきますと住民の直接請求制度、これはありますので、これによって仮に住民投票が実施されて、賛成が多数というふうなことになったとしても、議会が了承しないと実施できないという仕組みに今なっております。これを住民投票の結果によって決められるというような法改正も今総務大臣を中心に出されてくるのではないのかなとふうな動きも、この間出されておりますけれども、こうすると直接民主主義と間接民主主義との関係だとか、そういったものがどういうふうになっていくのかということも含めて、こうした動きもあわせて勉強をお互いにしながら、ゆっくり考えていきたいなというふうに思っておりますので、今すぐに自治基本条例の取り組みを開始していくというふうなことには今考えていないところでございます。

それから、二つ目の地元商店の買い物誘発振興策の関係でございますけれども、ちょっとご報告させていただきますと、実は4回ほどプレミアム商品券の関係で津別町での取り組みがございます。1回目は平成11年の1月に、これはその当時国の経済対策関係会議、ここで決定しました、思い出されると思えますけれども地域振興券、1人2万円いただきましたけれども、これにあわせて商工会が15%のプレミアムをつけまして商品券を発行してございます。このとき、町のほうとしては、商品券を買って、実際にそれを使った分、その15%のプレミアム分の7割を補助するというので、当時平成11年のときは約400万ほどの補助をしてございます。商工会で算出したこのときの経済効果としては、約7,000万円というふうに見ているところでございます。それから、平成12年の翌年になりまして、2月に商工会の商業部会、これは前回の結果を踏まえて独自に消費の落ち込む2月、3月に同じく15%のプレミアムをつけて商品券を発行したところでございます。このときも前回と同様に町としてはプレミアム分の7割補助ということで、これも約200万円ちょっとほど補助をいたしたところなんです。このときの経済効果は、商工会の調べによりますと3,800万円ほどというふうになってございます。そのあとずっとなくて、3回目が21年の4月、昨年4月ですけれども、これも御承知の国の緊急経済対策として実施されました定額給付金、これにあわせまして、今度は25%のプレミアムをつけて商品券を発行してございます。このときは、町は定額で200万円を補助したところでございますけれども、この経済効果は約4,700万円というふうに言われています。それから今やっておりますけれども、22年の9月に発売いたしました商工会の創立50周年記念を記念いたしまして、これは20%のプレミアムをつけて商品券を発行しております。これには同じく町の補助は定額で200万円を補助したところでございますけれども、これは今まだ使って回収中でござい

ますので、経済効果等はこれから出てくるものというふうを考えているところではあります。こういうふうには、それなりにプレミアム商品券、議員おっしゃるとおり販売することで、効果はあるというふうには考えているところではありますけれども、商工会が負担する費用がそろそろ底を突いてきたというのも実情になっておりまして、さらにこれを続けていくのは、なかなか困難というふうな商工会からのお話もごございます。また、枚数をたくさんというわけでもありませんので、購入者がだんだん限定、限られた方になりはじめてきているというのもお話を伺ったりしているところではあります。そこで、大きく言えば地元の買い物を促進するために今後の考えというふうなことでいきますと、今までやってきましたように国の対策、あるいはイベント、こういったものに協賛しながらプレミアム商品券、これを発行していくということも一つの方法だというふうには思いますし、以前もお話ししましたが美幌町でやっておりますスマッピーカード、こういったいわゆるポイントカードの導入というのも、これは一過性ではなくて、ずっと毎日の話になりますので、これもやっぱり有効な手段になるのではないかとこのように考えているところではあります。それから、以前これは篠原議員さんからも出されておりましたけれども、子育てクーポン券だとか、こういったこともあるというふうには思います。それから多目的活動センターの集まりが、これから4月以降出てきますけれども、ここで恐らくいろんな商店街の活性化の話がさまざまな方たちが出入りすることによって出てくるのだというふうには思います。そういういろんな取り組みに耳を傾けながら、今後対応していきたいなというふうには考えているところではあります。

それから、商工のほうにも町としての支援措置はそれなりにやってございまして、大きく言えば商工会の運営費補助、これは毎年800万円以上助成しております。大体運営費の25%、4分の1ぐらいを占めているという内容です。それから、中小企業の特別利子補給も去年でいきますと160万ほど支出をしたりとか、それから小規模企業安定資金の貸付金、これは300万円を原資として、商工会がそれを原資として対策に使っているというふうなこともございます。そんなようなことで、商工に対する支援措置もそれなりに進めているということでご理解いただきたいというふうには思います。

それから、最後の三つ目ですけれども、今年の3月議会に一般質問を受けたというふうには思いますけれども、一つは、津別振興公社の民間役員の登用についてでございます。これは結論から言いますと、現状において登用を図る状況には至ってございません。3月の議会で答弁をいたしましたのは、振興公社の定款では、現在の清掃管理部門だけでなく、何でもできる株式会社というふうになっておりますので、さらに事業を広げていく観点が必要だと思いますということです。そして、広げていく場合には、さまざまな経験を持った人たち

を確保することも大事ですということで、そして公社を大きくする検討をしたいということでお話をしたところでございます。では、津別町振興公社の事業が今具体的に進んでいるかということ、まだそのような状況にはなっていないということをご報告させていただきたいというふうに思います。食品開発などさまざまなことができる株式会社ですので、どのような事業を選択して、どのように進めるかということが今後の課題になっているところでございます。今役員につきましては、町長、副町長、それから町の職員で構成しております、経営感覚を取り入れる必要性を認識しておりますけれども、清掃管理部門だけの事業の展開であれば外部役員の導入には、なかなか踏み切れないという状況になっておりますので、今後の拡大、その部分において検討させていただければというふうに思います。こうした状況を脱皮するために3月に議員のほうから経験豊かな人材を再雇用の上、積極的な活用をというふうなご意見もいただいたところでございますけれども、現在、役場の定年退職者を公社が採用して町に派遣する方法、この方法を目下検討中でございます。それから現在検討を進めております現業部門のアウトソーシングにおいても、受け皿となる企業の一つとして公社を加えたいというふうにも考えておりますけれども、もう少し検討する時間をいただきたいというふうに思います。

それから、二つ目の外郭団体への民間、町の定年者の再雇用についてですけれども、町が100%ないし50%出資いたしまして、私、あるいは副町長が社長であります株式会社津別町振興公社と株式会社相生振興公社、この二つにつきましては、いわゆる外郭団体というふうに位置づけております。このうち、津別町振興公社につきましては、さきに述べたとおりでございますけれども、相生振興公社につきましては、今実際に経営の中核を担う専務が78歳になってございまして、本人の意向も踏まえて後継者について検討する時期がきているというふうに考えているところでございます。町が運営補助を行っております社会福祉法人の津別町社会福祉協議会、ここからは毎年4月の人事異動にあわせまして町から派遣職員の要請があります。現職職員を今派遣しているところでございますけれども、正職員を今減少させている中でございまして、今後とも現職の派遣というのはなかなか難しい状況になるだろうというふうに考えております。以前のように定年退職者の雇用についても検討したいというふうに考えているところです。それから、人材活用センターもありますけれども、ここにつきましては仕事の性質上、現在のように民間人を活用した配置ではないかなというふうに考えているところです。それから、ケアハウスですけれども、これは設置主体が社会福祉法人の津別福祉会になります。この津別福祉会が当時、国、道、町、こういったところからの補助金を受けて建設したものでございまして、土地は町が貸与しておりますけれども、建物の所有権は

福祉会にございます。福祉会の定款を見ても施設長の任免、その他の重要な人事、これについては15名で組織する評議委員会の権限というふうになってございまして、ここは独立した法人格を持っている組織でありまして、仮にこの法人から何らかの人事についての相談があるということがあれば、それはお話に乗ったりすることもあるかというふうに考えているところです。それから、ランプの宿については、これは今支配人を中心に方針を持って運営をしっかりとやっているところでございますので、ここにつきましては現在のところ、退職者の再就職先というふうには考えておりません。今お答えしましたように、再就職先は限られた範囲でありまして、現状では多くの退職者がすべて再就職できるという状況にはないというふうに考えているところでございます。また、人事院勧告では、昭和28年度生まれの者から3年ごとに1年間の定年延長が示されていたところですが、今御承知のように人事院の解体のお話も出てございまして、こういった背景で、こういったものが3年ごとに1年定年延長というのが、いつ制度化されるのか今不透明な状況になっているということでございます。再雇用問題につきましては、こうしたさまざまな状況と相互に関係してきますので、国の動向も見極めながら判断していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） それでは、順を追って何点か質問したいと思います。

まず、自治基本条例の関係で、早急には考えていないと、ゆっくり何か考えながら進んでいくというふうな答弁的には総論はそういうことでなかったかなというふうに思うのですけれども、私がなぜこの質問をしたかという、多目的センターだとか森の健康館の再開だとか、こういう大型事業については町民の説明なり総意が必要でないかというふうに思うのですけれども、町の総合計画なんかには、町民が主役で町が舞台だというふうに書いてあるのですけれども、実際には行政主導型でほとんど行政主体でやっているのではないかというのが私の実感なのです。それで、町民の人にもわかりやすいように行政の手法なり手順なりを、こういうふうな条例を設けてやったらいいのではないかというふうな観点でございます。議会の基本条例の関係もありましたけれども、近間では美幌が今ほぼできあがりつつあると思いますけれども、身近なところに先例があるというふうなことで、町も町づくりの基本も議会の基本についてもそういう美幌は全部包含していますので、そういうふうなものをやっければ非常に開かれた町政になるのではないかなという、そういう趣旨でございます。ですから、これは自治の基本条例も、それはやっぱり町民のそこが中心になってやらなければならない、これはいろいろハードルもあると思いますけれども、その辺の問題を十分にそしゃくをいただいて、やはり町民に開かれた町政をや

るためには、そういう参画体制をつくると、やっぱりいい町政ができていくのではないかなと。やっぱり行政主導型は、それは町民の方はそれは表面上は合わせますけれども、ほとんど理解できていない部分だとか、町だけが思い入れで進んでいるという側面があるのでないかなというふうなことで思うものですから、その点だけ総括的にお話をしておきます。

続いて、地元商店街の振興策の関係なのですけれども、いろいろ過去の話ですとか、これは商工会のいろいろ負担の問題も当然話されましたけれども、そういうふうなことは我々も重々承知なのですけれども、町のほうでも今回いろんな総合計画と例の前期計画だとか、かなりな町費投資をして、そっちのほうには十分使う金があると。だけど結局商店街のほうは、本当に売り上げ不振で、買う人は町外に相当出て行くわというふうな形になると、空き店舗活用だとか、そういうふうな話の前に、今やっている商店が危ういのではないのかなというふうに私は一番危惧しているのです。私もちょっと近年地図でざっと拾ってきましたけれども、やっぱり結構な店が閉店しているというふうな形でありまして、そんなに猶予がないのかなと。やはり中長期の有効策よりも、それは多少町費はかかりますけれども、速攻で有効な対策を、施策を打つほうがいいのではないかなと。大胆な話をすると全額町費でかぶってもいいのかなというふうな感じをしているのですけれども、町でも立派な計画をつくってますけれども、今の現状の例えば大通、幸町、ざっと拾ってみましたけれども、町は現状の商店街の状況だとか年齢構成を拾っても、どんなふうな分析をしてああいうふうな計画になるのか、その辺もいろいろなかなか面倒なような話もいろいろされましたので、その辺の分析もちょっと伺いたいなど。町民の声にあるのは、言ってみればハード分野の箱物をつくるよりも、商店の売り上げ策を何かしてほしいというのが影の声でないかなというふうに思いますので、町民の買い物運動だとか、例えば、そういうふうな諸々を含めていろいろ考えていただくと非常にいいのではないのかなと。これはあくまでも、結局ほんの一部の補強策にしかならないと思うのですけれども、とりあえずそんなところでこの部分は打ち切りたいと思います。

続いて、公社の民間役員の登用ということで、前に私が質問したのと余り中身がほぼ同じような形で、実際にどういうふうに検討がなされたのか、振興公社の関係についても定款などいろいろありますけど、町民が主役の結局町ですから、町民が経営に参画する機会も十分に与えるような形で、私はとれる方法があるのではないかと。前の町長の答弁も持っていますけれども、いずれにしても今の公社運営については、いろんな19本か、大分かなりな事業なり分野をやっていますけれども、常に1億円強の事業費があるというふうな形の中では、経営が役場内部運営ですから、外部のいろんな話がやっぱり通じないというふ

うな話がいろいろあるのです。ですから、言ってみれば公明正大な町政をやるのですから何とか外部役員を、例えばいろんな体育団体でもいろいろたくさんありますけれども、自治会連合会もあると思いますけれども、そういうところから2、3人でも具体的に言えば入れてもらえると非常に町長のほうも助かると思いますし、民意はそこでまたさらに反映できると思いますので、ぜひその辺は、後ろ向きでなく前向きにちょっと前へ進めてほしいなという実感を持っています。

次に、再雇用の関係なのですけれども、これも前に質問して一応答弁はいただいていますけれども、職員は60歳定年で、年金も今は前にも若干触れましたけれども、5年も待たされてというふうな形で、相当退職後の生活がゆるくないのではないかなというふうに思います。そんな中では、町ばかりでないですけれども、民間の門戸も開く形で、ぜひともこの辺も考えてもらいたいなど。それとあと、福祉会のちょっと話もされてましたけども、言ってみれば結局ここには、ここあまり具体的には言いませんけれども、町が主役でないと言っても実際は、町が派遣して実際はやったというふうに私は理解しているのですけれども、その辺も隠れ蓑みたいな形でカモフラージュというか、表向きはそうなのですけれども、そういうふうなこともきちっとやっぱり精査もしてもらって、町のほうでも結局ルールをきちっとつくって、例えば退職して3年なら3年、たくさん的人数がいますから全部はなりませんけども、3年、5年ぐらいの範囲で一応きちっとしたルールづくりをして、職員にもわかる、我々にもわかる、町民にもある程度わかるような形のルールづくりをこの際したほうがいいのではないかなというふうなところが私の実感です。

とりあえず、そんなところを町長の答弁に基づいて再質問させてもらいましたので、よろしく答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） まず、自治基本条例の関係ですけれども、これは議員がおっしゃっているのは町のほうで、多目的活動センターなんかの例を上げながら、町だけが思い入れで進んでいるのではないかというようことで、もつと町民の意見をということ、それは自治基本条例ということ、やるのかどうかというのは、この自治基本条例というのは、今議員がおっしゃっていたことと違うものではないかというのが出ているということです。つまり、こちらの人もこちらの人も、選挙で選ばれてきているのです。そのお互いに出た理事者と町長と議会が条例を決めていくというのは、町づくりにこうしよう、ああしようとしてやっていくのですけれども、まちづくり基本条例ではなくて、自治基本条例というのは、選ばれた私や議員の皆さんがそういう町民からの代表権限をもらっているわけですから、そのやり方がいいのか悪いのかというのを

決めていく、これでいいのかどうなのかという枠を決めていくのが自治基本条例なのだ、そういう見解なのです。ですから、そういうことでいけば自治基本条例というのは、よそがつくっているところにとやかく言うつもりはありませんけれども、そういう考え方も確かにあるなというふうに思っていますので、もう少し勉強したいなということなのです。今議員がおっしゃられた部分については、これは先ほど山内議員さんからもおっしゃられていましたパブリックコメント条例だとか、あるいはP I 条例だとか、そういったことでもやれるわけですし、そして今その条例はないですけれども、気持ちとしてそういうふうに取り進めてきたということで十分、不十分かというのは、それは見る人によってまた変わってくるかと思えますけれども、そのような形でやっておりますので、自治基本条例については、そのような見解もあるので、もう少し勉強させてくださいということで申し上げたつもりでいます。

それから、売り上げ不振の部分の対応ですけれども、これはやはりこちらのほうから例えば 200 万出しますよとか、あるいは 600 万出しますよとか、そういうものではなくて、この辺では清里町さんがたびたびやっておりますけれども、これはどの町も皆さんやっているかという、そういうことではなくて、何かのきっかけといいますか、国と連動しながらということをやっているのが通常のパターンなのですけれども、商工会のほうからこういう計画でということを持ち込まれてくれば、それは当然協議として乗ることになりますので、やっぱり自分たちが落ち込んでいく中で、こういう努力をしたいということに対して、町に協力を求められたときは、それは一緒に考えていきたいというふうに考えていますので、そんなふうに進めていったほうがいいのじゃないかなというふうに思っているわけです。先ほどの 1 回目の答弁でも言いましたが、スマッピーカードについても一度投げかけたりはしているのですけれども、なかなかオーケーの返事が出ないのも事実です。例えばそれを使って、これも以前一般質問でも 19 年でしたか私になって少ししてからだと思いますけれども、今大空町さんでもやっておりますけれども、ポイントを使って町税の納付はできないかというようなことだとか、これも一般質問等々でありましたけれども、これも当時会計課長が商工会と話し合ったりして、いろいろ詰めたのですけれども、なかなかうまくオーケーがでなかったというのもあるもあって今日まできているわけですけれども、やっぱりポイントカードなんていうのは今当たり前の時代になってますので、こういったこともまた一緒に話し合いながら進めていきたいなというふうに思っています。計画の今の多目的活動センターにもいろんな計画の中で商工会の方たち、それから婦人部の方たち、そういった方たちも必ず入って、そして分科会やなんかでも議論がされています。その中でも黙っていたらこのまま朽ち果てていくので、これがラストチャンスかもしれないと、こう

いうまく国の金があたって。そこで、それなりの意気込みというのを担当も含めて感じていますので、これも町としてバックアップしていきたいなというふうに考えているところです。

それから、公社というか再雇用全般のことだというふうに思いますけれども、これは例えば、公社に自治会の方だとか、あるいはサークルの方だとかというのは、これは株式会社ですので、株を持っておられる方はそこに入って発言権だとかいろいろありますけれども、株を公開していくかどうかという問題はもちろんあるかと思えます。それを買ってもらって、そして株主総会だとか、そういったものに出てもらおうというのは、それはやり方としてはあるのではないのかなというふうには思いますけれども、現状の中で、自治会だとか、そういうところが入っていくというような、そういう仕組みというのは、ちょっと取り得ないのではないのかなというふうに考えているところです。

それから、福祉会のことでも出ていましたけれども、これはやはりそこで定款を持って、ここには現職の役場の人は誰も入っておりませんので、そこが独自に進めているところです。そこから相談があれば、商工会でも、ここでも、どこでもそうですけれども、それはこちらのほうとしても話し合いにはいつでも乗ろうかなというふうに考えているところでございます。

あと、なかなか65歳まで年金があたらないという問題がありますので、それはできればご了解いただきながら、65までは何とかしたいなという気持ちはもうやまやまあるわけですがけれども、その年によって2人退職、あるいはその年によって10人退職というようなこと。今後特にそういう大勢が多いのですけれども、それをカバーするようなやり方というのは、なかなかそれじゃあそれはあるかという、そう簡単なものではありませんので、有力な方法として公社で一回再雇用して、そして得た行政経験をこれから今世代の採用のない層が、空白のところはかなりありますので、そこが育っていくために、そういう再雇用された方にアドバイスを受けながら一緒に仕事をしながら育てていただくというようなことも検討したいなというふうに、今取り進めているところですがけれども、どの部署で何人というのは、またいろいろ考えなくてはなりませんので、そんなことも含めて今検討中であるということでお話させていただきたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 自治基本条例の関係ですけども、いずれにしても、いざやっぱりやるとなれば、いろんなやっぱり広範なものもいろいろ検討したりしなきゃならないというふうに思いますし、お話の件についてはわかりましたけれども、美幌も結局いろいろやって先行しているようですから、ここだったら日ごろでもいろいろ情報交換もできると思いますので、いずれにしても狙い

はどういうふうな条例をつくっても、町民にやっぱりわかりやすく町民参加ができるような、そういうシステムになればどういふものでも私はこだわらないのですけれども、そういうふうな道がちょっとなかなか閉ざされているのじゃないのかなというふうな感じが、ここ何年かの大きな事業のときにも感じるものがあるものですから、その辺のところを補足しながらお話をしておきます。

あと、商工会の関係についても、これもいろいろお話もわかりますけども、いずれにしても、商工会なり商店の主だった方でもいいのだらうと思うのですけれども、実際どんなふうなものをやれば一番即効策なり、短期の施策としていいのかということも含めて、機会あるごとにいろいろ話もされて、十分商店街が成り立っていくような支援もされていくように検討をいただきたいというふうに思うところです。

それと、公社の関係ですけれども、確かに株式は株式ですけれども、これ定款を改正すればどうなのかと思うのですけれども、結局町の振興公社、結局町民が言ってみれば町の金でやっていることですから、ここに町民の参画する道を開くというのはそんなに難しいことではないのかなと、もし、定款で制約があるのであれば、そこら辺をそういう道を開くことができないのかどうかというふうなところのちょっと疑問があります。他のほうのいろんな制約があるのかもしれないけど、その点をもう1点ちょっと確認をさせていただきます。

それと、再雇用の関係ですけれども、この辺についてもいろいろ難しい問題が山積しているところはわかるのですけれども、現状でもやはりどういふふうな形をやるにしても、規則的なものがないとやはり胸先三寸で、結局人が動くというのはやはり一番不透明で望ましくないのではないかなというふうに思いますので、これを機会にできれば、やっぱりそういう町民にもわかるルールづくりをぜひお願いをして質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 自治基本条例につきましては、先ほどお話したように性格がちょっといろいろやっているところと違う性格を持っているということですので、そういうものも私は私なりに勉強しているつもりなものですから、そういうのを整理した上でやりたいなというふうに思います。多くは、そういう条例ができてその後ほとんど使われていないというようなことが一番取りざたされておまして、やはり何の条例でもでき上がって、きちっとそれが機能しているということが一番大事なのではないかなというふうに思っています。そういう中で、そういう条例はないのですけれども、多目的活動センターがたびたびお話に出てきますけれども、例えば私も33年間役場におりましたけれども、大きな建物や大きな事業というのはかなりたくさんありましたけれども、こういうスタイルで設計段階から話し合ってみたりとか、それは人数はそれは

町民すべてというわけにはいきませんが、そういう手法を取ったのは僕は初めてだというふうに考えてますので、そういう形で一步一步、今度は条例をつくって、それがまたこんな形で協議ができるとか、そんなふうに進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、商工会の部分については、定期的に担当のほうでも話してますし、あるいは商工会長ともたびたび会いますので、そういったところから要望が今のところこうやってほしいというのはありませんけれども、あればお話をさせていただきたいというふうに思います。ただ、その中で自分で大事だなというふうに思っているのは、いわゆる農商工連携というようなことがよく言われてますけれども、農は農、商は商と、それから林は林というようなことで、それぞれの集まりがあるのですけれども、一緒になった会合というのがないものですから、それを何か一緒にやることによって何か生まれてきそうな感じもしたりしておりますので、そういう集まりをつくっていくというのが行政なり私の役目だろうなというふうに思ってますので、そういう中で何か商店街活性化していくということも出てくるのではないのかなというふうに思っています。あわせまして、今実は、この間も庁議に信金の支店長が来ていただいて勉強会みんなですけれども、今津別の商店、特に電気屋さんがものすごく売れ行きがいいということで、空前の状態になっているというお話なのですけれども、エコポイントの関係もありますけれども、やっぱり何だかんだ言っても、故障したときにすぐ飛んで来てくれるというようなことの利便性というのは、住んでいる特に高齢者の方はよく承知しておりますので、特異なケースでなければほとんど町外の量販店ではなくて、町から買っているというのが実情で、注文しても今なかなか品物が届かないというような状況だというお話を聞いていますので、たまたま今そういうエコポイントもありますけれども、やり方一つによっては、いろんな取り組みが出て来るのかなというふうに思います。

それから、再雇用のルールづくりということで、これも今随時検討を進めていますので、どんな形が一番いいのか検討中でございますので、もうちょっとお時間をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 次に、4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） [登壇] 議長のお許しをいただきましたので、先に通告いたしました2点についてお聞かせをいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず、1点目の除雪時、あるいは草刈りに対しての町としての助成に対する応援はできないのかということでもあります。現在、町内会でやれることはということから、町の施設、あるいはそれぞれ地域で抱えている公園、あるいは集

会場や空き地、さらに高齢者宅、障がい者宅、弱者宅、また安全対策の面からも見えない箇所における非常に見通しの悪い箇所などの除雪や草刈りなど、環境整備も含めてそれぞれ各地区において自発的に少ない機動力の中でも互いに協力し合い、行っているのが今日の状況であります。また、こういった除雪、草刈りに対しましても、過去のように手で作業するというのは非常に困難でありますから、現在は大半が機械での使用となっております。その機械の使用の際、燃料代についてもさまざまでありますけれども、農村地区におきましては、大型機械がありますから、1軒いくらかという形でお互いに協力し合いながらやっている、そういう地区もあるようでありまして、必ずしもそうでないというふうにも聞かされております。とりわけ、市街地区、20自治会、あるいは集落地にあります市街地区4つ、合わせて24自治会ありますが、これらの状況を聞きますと、一部自治会で負担してやっているところもあるようですが、大半が実費の状況であります。これは、過去に連合自治会のほうからも、町のほうにこういったことはできないのかという要請もしたことがございますが、実態としては、まだそこら辺については、行われてないという状況であります。各自治会御承知のように各世帯間の会費と、また町からの1世帯幾らかでの交付金で運営しています。しかし、町からの交付金については、共同募金とか助け合い募金とか、各団体の支払う負担金が7割以上がそういった支払いの支出という状況になっていきますから、自治会活動費から燃料費まで支払うことが厳しい状況にあると聞かされています。こうした状況を踏まえて、町としてこの燃料代について応援できないのかどうかお聞かせを願いたいと思います。

次に、2点目であります。相生鉄道公園内の旧国道官舎等の管理の関係であります。相生鉄道公園の管理については、地元から相生鉄道公園組織が20年以上にわたりまして施設や管理整備にご尽力をされております。しかし、住宅の老朽化は著しく、鉄道公園の周辺環境の整備面からも現状大きな問題になりつつあります。この住宅の一部は現在相生振興公社のほうで物置として利用されている一方で、壁などの破壊や防犯の面からも取り壊しを検討せざるを得なくなっているのが現状の実態であります。さらに現在も、この官舎のほうに1人入居者がいますが、家財道具を置いたまま10年以上も居場所が不明という、そういう状況になっており、その方との連絡もとれないままになっているという、こういう状況も聞かされております。旧国鉄官舎等を利用した住宅はさまざまな面からも地元管理組織としては、今後に向けてこれらの取り壊しを含めて大変な苦慮をしております。住宅を所有しているのは当然町でありますから、こうした現状を踏まえ、今後これらの問題に対し、管理組織への支援や助言などを含め、どのように進めていけるのかお聞かせをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 村田政義君の質問に対して理事者の答弁を求めます。
町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 それでは、2点につきましてお答えしたいというふうに思います。

1つ目の除雪、草刈りに対して町として燃料代等の対応はできないかというようなことでございます。町の予算で今行っている草刈りなのですけれども、これはもちろん町が独自でやる場合と、老人クラブ等にお手伝いをしてもらったりとか、さまざまありますけれども、予算をつけて行っているという部分につきましては、今住民生活課で担当しております津別共同墓地、それから建設課では町道、河川、公園、こういったところの草刈りを行っています。それから、社会教育課では、運動広場、そしてパークゴルフ場、こういったところの草刈りを行っています。産業課については、農道、排水路、これは今たまたま農地・水・環境保全向上対策事業という補助事業がありますので、これを活用しながら今それぞれ進めているところです。自治会として行っている草刈りというのは、児童公園でございまして、これは予算はないわけですが、自治会でやっていたらということ、これはどうなのだろうと、油代でもというふうにも思えるちょっと場所なのかなというふうに思ったりしているところです。それから、高齢者等の間口サービス除雪については、人活の活用、それから各自治会のそれぞれのお互いの助け合い、これで行っているところでございます。この除雪の部分につきまして、たびたび一般質問でもございますけれども、あるいは予算質問でも出たりしますけれども、庁舎内に今年、除雪体制連絡会議というものを課の横断的なものを設置いたしまして、ここで各自治会のアンケート行ったところでございます。除雪につきましては、自治会の予算で実施しているというのが4自治会ございました。4自治会のうち手押しの除雪機、これを持っているのは1自治会のみということです。それから、自治会の活動として除雪をやっているというのは10自治会ありまして、これは機械は個人の機械、その自治会にいる人の機械で対応してやっていると、10自治会ございました。それから、除雪機がもしあれば、借りてやりたいというのが15の自治会がございました。こういったことも踏まえまして、草刈りと除雪についてもう少し自治会の実態、これをしっかり把握する必要があるのではないかなと。それをこの自治会ではこういうやり方をやっている、この自治会ではこういうやり方をやっている、お金も含めて出し方も含めて、それらを一列に並べてみると、大体共通項目というのが多分見えてくるのではないかなと、重なる部分が多分出てくるのではないかなと。そういうところに根拠を持って何か支出をするというようなことを進めていきたいなというふうに思っておりまして、今年の冬の除雪のそういうある意味ではボランティア

的なやり方、何回大体燃料的にもどれぐらいかかっているのかというようなことだとか、それから、春になって、そして夏が来て草刈りをやってみて、それも燃料的に、あるいは人の出方だとか、どんな感じになっているのかというのを集約して、そしてこれは来年度予算すぐということにはならないかというふうに思いますけれども、この冬と年明けの草刈り、その様子を見て、支出の仕方というのを検討していきたいなというふうに考えているところです。

それから、2つ目の相生鉄道公園内の旧国鉄官舎等の管理についてでございます。御承知のように、これは昭和60年の3月に相生線がなくなりまして、それ以降、町の所有というふうになっております。その後、同じ60年の8月に相生地区から相生駅跡の活用の一環としまして、鉄道公園整備とあわせて旧国鉄官舎等の利活用の申し出がございました。当時、地域活性化のため、無料の旅行者の休憩宿泊施設といたしまして、駅の宿ということで、この官舎を利用していたところですが、その後はこの宿につきましては、客車のほうに移して地域が管理する施設といたしまして今日に至っている状況になっております。駅舎につきましては、平成19年に玄関が雪で崩落いたしまして、地元の強い要望もありまして、何とかそこを修復したいということでありまして、10万円の寄附を町にいただきました。それを使いまして27万ほどかかりましたけれども、今のように現形復旧したところがございます。また、余談になりますけれども、この相生の駅、そこにありますディーゼル車、これに大変興味を持たれている方がおりまして、埼玉県の所沢市からディーゼル車両を何とか運行したいと。しいてはその車両と、それからそこで事業を起こすのに貸していただけないかという要望がございました。これは一人の青年が来たわけですが、その後たまたま知り合いの美深町の今もありますけれどもNPOのトロッコ王国というのがありますけれども、その技術者、そこから来てもらいまして相生の列車が本当に動くものなのかどうなのか。線路も傷んでいますので、枕木も相当ひどい状態でしたので、これは可能かどうかということを見ていただいたのですけれども、やはり一言で言えば、この汽車はもう死んだ状態ですということで、それを再生することは困難ですというお話もあって、結局これは実現しないで終わったところですが、そんなことも含めまして地域の活性化、いろいろと相生の駅にまつわることがたくさんありました。ただ、もう既に官舎のほうにつきましては、50年を経過いたしまして建物としては、議員がおっしゃられましたように今一部相生振興公社の物置として私も見に行ったことがありますけれども、使っておりますけれども建物としては、ほとんどもう機能していないような状況でございますので、これをどういうふうにしていくかというのは相生地域の方とも今後相談をいたしまして、壊すなら壊すというふうなことで進めていきたいなというふうに思います。壊すにしても今度そ

こには放っておけば草がまたずっと生えてくるということもありますので、その後の管理だとか、いろいろ考えなくてはならないことがあるかと思えますけれども、あのままいつまでも放っておくということにはならないというふうに考えておりますので、地区の方と協議をさせていただく時間をもう少しいただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） 今町長のほうから2点について前向きなお話がされたところであります。ぜひこの後の取り組みに期待をすることであります。とりわけ除雪、草刈りの関係、今町長のほうからも話がありましたように、それぞれ公社なり人活でやっているところもかなりあります。しかし、今人材活用センターも非常に年齢が高くなって十分対応できないという状況が生まれてきています。そういったことから、やっぱりそれでも地域の中で、やっぱりお互いに工夫をしながら、お互い助け合う精神で今除雪なり草刈りをやっているというのが実態であります。100%とは言いません。私も自治会のかかわりを持ちながら、いろんな自治会の方と議論してきましたが、やっぱりそれぞれ自治会の中では創意工夫して、今本当に自治会も変わってきたのです、昔から見れば。やっぱり自分たちの地域は自分たちで何とかしようという気持ちがすごく生まれてきているわけです。私はそこをやっぱり町としても大事にしていっていただきたいというのが実感の一つであります。とりわけ除雪の関係についても、やっぱり若い人たちがなかなかやっぱり何と言うのか、今も町長のほうから話があったように、自治会で負担しているのはわずか4つであります。大半が本当に実費です。だから退職してある程度の年齢になった人は、自分が機械を使っても実費でもやってくれるのです。でも、若い人というのは、やっぱり生活面では経済面がありますからなかなかそれは難しいのです。自分の周りの草刈りも精一杯なのです。だから、今自治会もどんどん年齢が高くなって、先ほど津別町の高齢比率も本当に37%ですか。しかしやっぱり自治会によっては、50%以上も上がっている自治会もあるわけです。ですから、そういったところも、よりやっぱり若い人たちをそういったところに協力を照らすためには、やっぱり多少なりとも自治会との負担をしなきゃならないだろうということもやっぱり実態です。若い人たちを呼び込むために。だからそういう取り組みも自治会としてやってますから、ぜひ今町長のほうからお話がありましたように、そういった状況等も十分理解をしていただいて、今年の除雪の状況とか来年の草刈りの状況を把握して、その中でどのぐらい燃料がかかるのかということも含めてやるということでもありますから、ぜひそういったことでの取り組みをお願いしたい。大体今そういった部分で、かなり草刈りの範囲も広がってきています。空き地もかなりふえていますから。だけどそんなに大きな負担ではない

と思いますので、ぜひそういったことも含めてこの後の取り組みによろしくお願ひしたいと思います。

それから、相生の関係であります。これ今町長のほうからも地元の方と十分協議をしてこの後進めていきたいという話がありました。相生の鉄道公園の管理組織あるわけですが、この中でも町との話し合いを今日まで何回か持っているようではありますが、今町長が言われた内容と同じかなというふうに私自身実は理解をするところでもあります。やっぱり言われているのは、今言ったようにあそこに鉄道公園という形でディーゼルカーが3台あります。これは夏場はライダーハウスというのですか、来たときに無料で泊まらせて、結構人の出入りもあるみたいですが、町長含めてわかると思うのですが、道の駅へ行って食堂に入って一番最初に目につくのが機関車公園のほうなのです。その中心いきなり見えるのが、あの施設なのです。私もやっぱりあそこに行って一番感じたのはそこなのです。景観の問題です。やっぱりあそこを何とか整備しなきゃならないよね。ですから、そういったことも含めて、また人の出入りが多い地域ですから、とりわけ道の駅がありますから。するとやはり古い建物があるということは防犯面からも問題があると思うのです。そういういろんな面から含めて、このあと今町長が言われたように地域の方と十分協議をして、何とか地域の要望に応じてあげられるような早急に環境整備というものも含めて取り組みのほうをよろしくお願ひしたいなということも含めてお話をし、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 草刈り、除雪の関係は、先ほど言いましたように実態をしっかりと把握して、合ったような形で支出の検討をさせていただきたいなというふうに思います。まちづくり懇談会に行きましても、ちょうど茂呂竹議員さんもいたかと思いますが、共和地区なんかでも、国道から津別高校に向かう道路、住んでいる方は町のもと僕の前輩のOBの方ですが、自分の除雪機でその間ずっと高校まで歩道の除雪を自分のお金で毎年というか、毎回やっているということで、そのやっているほうは、自分の住んでいる自治会じゃなくて隣のほうの自治会なのですが、そういう実態もお話を聞きますと、やっぱり少し幾らか油代でもと思うのですが、お話すると、いやいや自分はボランティアでやっているのだからいらないのだというようなことを言われたりもしますけれども、とってくれない方も多分いるのじゃないかなというふうに思いますけれども、そうであっても、じゃあとってもらえないから、それはそれでいいのだというふうに、それもまた何となく心残りの部分もありますので、そういった問題も含めて、同じように草刈りやっている部分で

は、高台の公営住宅、あそこにもやっぱり同じような人たちが、似たようなことを言っておられる方もいますので、そういった実情も含めて対応してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、相生の部分は本当に最近でいきますと議決いただきました緊急雇用対策を使って、相生の宿泊する紺色の列車ですか、あれもすっかり塗り直しまして、看板もすっかり新しくなってさっぱりした感じになったのですけれども、きれいになればなるほどその後ろのが、斜め後ろというのですか、旧住宅のほうがどうも見栄えが悪いと、そばを食べていても、窓の外にはその景色がすぐ隣にありますので、そばを食うにもちょっとなんか食欲の部分でもいろいろあるのかなというふうに思いますので、何とかあそこは整理するような方向で、それに、もしやるとすれば、例えば何かの交付金だとかそういうものというのはないのかどうなのか。花でもずっと植えていったほうがきれいになっていくのか、白樺だとかそういう系のものをやったほうがいいのか、いろいろそのまま仮に壊したとしても、その後草ぼうぼうになっていけば、また見栄えの悪い話になりますので、その後のあり方も含めてよく考えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

◎延会の議決

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（鹿中順一君） 本日は、これで延会します。

明日は、午前10時再開します。ご苦労さまでした。

（午後4時02分）